

国民体育大会開催基準要項の改定について

1. 内容：

国民体育大会開催基準要項

現行	改定後
<p>8 大会参加者 大会の参加者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都道府県選手団 本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手（以下「参加選手団」という。）で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第 3 項で定める参加資格を有しなければならない。</p> <p>(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員</p> <p>(3) 役員 大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。</p>	<p>8 大会参加者 大会の参加者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都道府県選手団 本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手（以下「参加選手団」という。）で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第 3 項で定める参加資格を有しなければならない。</p> <p><u>参加選手団は、大会の式典（総合開・閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式）及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づくユニフォームを着用するものとする。</u></p> <p>(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員</p> <p>(3) 役員 大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。</p>

2.改定施行：

第 73 回大会より

国民体育大会ユニフォーム規程

第1条（目的）

本規程は、国民体育大会（ブロック大会含む）（以下「大会」という。）において各都道府県選手団（本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手）が着用するユニフォームに関する事項について定める。

第2条（ユニフォーム）

本規程においてユニフォームとは、次のものをいう。

- (1) 各都道府県選手団が大会期間中の総合開・閉会式並びに競技会場内等において着用するウォームアップウェア、ブレザー等の選手団共通の衣服
- (2) 各都道府県選手団が競技中に着用する競技別ユニフォーム（以下「競技別ユニフォーム」という。）

第3条（着用）

各都道府県選手団は、大会の総合開・閉会式並びに各競技会の開始式及び表彰式等の式典及び競技中においては、ユニフォームを着用するものとする。

2. 各競技の規程等において着用が禁止されている場合や特別な事情によりユニフォームを着用することができない場合は、メーカーの名称、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示（以下「メーカー識別表示」という。）を除いて、いかなる形の広告や宣伝活動、コマーシャル等（以下「広告」という。）の表示がない衣服を着用するものとする。

第4条（表示・デザイン）

ユニフォームには、特別な事情による場合や物理的に表示が困難な場合、各競技の規程等において表示が禁止されている場合を除いて、原則として所属する都道府県名を表示するとともに、都道府県章、都道府県のマスコット、都道府県体育(スポーツ)協会のマーク等、所属する都道府県を表すマーク・デザイン（以下、都道府県名とあわせて「都道府県名等」という。）を表示することができる。

ただし、都道府県のマスコットについては、当該都道府県においてマスコットもしくはそれに準ずるものとして指定されていることを条件とする。

2. 競技別ユニフォームについては、当該競技規則において異なる表示やデザインが義務付けられている場合や異なる形状や素材によるユニフォームの着用が認められている場合等を除いて、競技・種目・種別の単位で都道府県ごとに統一するものとし、個人によって異なるものにしてはならない。

3. 都道府県名等及びメーカー識別表示の位置やサイズ、デザイン等については、各競技の規程等に基づくこと。

第5条（表示の特例）

競技別ユニフォームの性能と競技結果が密接である競技・種目については、特例として、選手個人の所属先等が表示された競技別ユニフォームの着用を認める。対象となる競技・種目については、競技特性を考慮の上、国民体育大会委員会にて協議し、決定する。

ただし、上記に該当する競技別ユニフォームを着用する際に手続きが必要な場合は、当該中央競技団体等に対して所定の手続きを行うこと。

日体協及び当該競技団体が審議の上、日体協がその可否を決定する。

第6条（処罰等）

大会役員、競技会役員、競技役員（以下「大会の役員」という。）は、競技会場等において、本規程並びに各競技におけるユニフォームに関する規程等に定める事項の違反が確認された場合、当該都道府県選手団に対して、違反の解消を指示することができる。

2. 違反の解消が指示された都道府県選手団は、大会の役員の指示に基づき、速やかに違反を解消しなければならない。
3. 大会の役員の指示に従わずに違反が解消されなかった場合や、悪質な違反が確認された場合は、必要に応じて国民体育大会委員会において協議し、当該都道府県選手団の処罰内容を決定する。

第7条（その他）

各都道府県選手団に含まれない者のうち、競技会場内で選手団への帯同が許された者の取扱いについては、原則として、本規程に基づくものとする。

2. 公開競技に参加する選手・監督及び役員が着用するユニフォームに関しては、当該競技の実施内容及び方法を勘案し、日体協と当該中央競技団体等の関係団体間で協議して決定する。
3. 本規程に定める事項以外については、国民体育大会委員会において決定する。

第8条（改廃）

本規程の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行うものとする。

（附則）

1. 本規程は、平成29年8月25日から施行し、第73回国民体育大会から適用する。

国民体育大会開催基準要項(改定後)

1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)
- 2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

- 1) 冬季大会
第○回国民体育大会冬季大会○○競技会
- 2) 本大会
第○回国民体育大会○○競技会

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日体協加盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
- 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
- 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第 1 項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会:12月～2月末日

② 本大会:9月中旬～10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会:5日間以内

② 本大会:11日間以内

3) 大会の会期は開催3年前に日体協が開催県と協議して決定する。

4) 競技会の会期は開催3年前の12月31日までに、日体協が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ振興の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日体協及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(56頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開・閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(57頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

(1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15頁)に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(23頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(24頁)により実施することができる。

11 表彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。

4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(61頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(62頁)により授与する。

(4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
- (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体協」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日体協会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
- (2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。
- (3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。
- (4) 日体協は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日体協会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。
- (4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日体協は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。
- (2) 日体協は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、日体協が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

17 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
 - 1) 国民体育大会マーク(図形)
 - 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
 - 5) 競技別シルエット(図形)
 - 6) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日体協及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日体協及び開催県実行委員会は、大会に係るマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(63 頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(66 頁)によるものとする。
 - 1) 大会参加章
 - 2) 記念章
 - 3) 各種印刷物
 - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
 - 4) 看板等
 - ①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
 - 5) ホームページ
 - 6) その他国体に係る製作物等

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
 - 4) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込み。

- (2) 大会の予選会としてブロック大会を開催する必要がある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
- 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

19 大会参加章

- (1) 本要項第 8 項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日体協と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

総合開会式	開会宣言 国旗掲揚 大会旗・日体協旗・実施競技団体旗掲揚 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚 天皇杯・皇后杯返還 大会会長あいさつ 文部科学大臣あいさつ 天皇陛下お言葉 炬火点火 選手代表宣誓
-------	---

総合閉会式 成績発表
 表彰状授与
 天皇杯・皇后杯授与
 大会会長あいさつ
 スポーツ庁長官あいさつ
 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
 大会旗・日体協旗・実施競技団体旗降納
 国旗降納
 炬火納火
 国体旗引継
 次期開催県旗掲揚
 閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
 (5) 競技会終了後の表彰式は細則第 8 項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

21 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
 (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
 (3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日体協が行う。

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
 (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日体協会長
副会長	日体協副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育協会会長
顧問	日体協顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ振興審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部長・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育協会副会長・顧問・参与

委員長	日体協国民体育大会委員会委員長
副委員長	日体協事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日体協国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育主管課長
委員	日体協国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要があるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と協議し、承認を得なければならない。
①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク
⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項
- (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と調整の上、報告をしなければならない。
①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項
③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲
⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日体協に提出する。提出された実施要項は日体協において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。

27 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日体協宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日体協が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日体協が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。
- (2) 負担金の額は、日体協が定める。
- (3) 負担金は、定められた締切日までに日体協に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日体協が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第 10 項で定める。
- (3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

- 3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日体協公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日体協公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

32 視察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。

- (2) 視察員数は、各大会それぞれ1都道府県3名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は20名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日体協補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日体協と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの振興に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日体協と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日体協において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」（80頁）に基づき行うものとする。

38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日体協と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。
- (3) スポンサーのある放送は、日体協の許可を得なければならない。

39 国民スポーツ振興事業への協力

- (1) 開催県（会場地市町村を含む）は、日体協が推進する国民スポーツ振興事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県（会場地市町村を含む）は、日体協が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

- (1) 日体協と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化（国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上）と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」（77 頁）に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」（77 頁）に基づき、日体協と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日体協及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第 11 項で定める。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 ドクターズ・ミーティング開催への協力

- 開催県（会場地市町村を含む）は、日体協が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

44 協議

- (1)本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。
- (2)本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

45 要項の改廃

本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定

昭和 30 年	12 月	4 日	第 1 次改定	平成 17 年	12 月	22 日	第 28 次改定
昭和 32 年	10 月	25 日	第 2 次改定	(10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用)			
昭和 37 年	3 月	1 日	第 3 次改定	平成 18 年	3 月	9 日	第 29 次改定
昭和 41 年	3 月	29 日	第 4 次改定	(7 項(5)は第 63 回大会から適用)			
昭和 48 年	7 月	10 日	第 5 次改定	平成 19 年	3 月	7 日	第 30 次改定
昭和 51 年	6 月	2 日	第 6 次改定	平成 19 年	7 月	1 日	第 31 次改定
昭和 52 年	7 月	13 日	第 7 次改定	平成 20 年	12 月	17 日	第 32 次改定
昭和 54 年	5 月	9 日	第 8 次改定	平成 22 年	3 月	17 日	第 33 次改定
昭和 55 年	1 月	23 日	第 9 次改定	(改定内容は第 70 回大会から適用)			
昭和 55 年	9 月	9 日	第 10 次改定	平成 22 年	6 月	18 日	第 34 次改定
昭和 58 年	12 月	7 日	第 11 次改定	平成 22 年	12 月	16 日	第 35 次改定
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)				(39 項は第 69 回本大会から適用)			
昭和 63 年	7 月	13 日	第 12 次改定	平成 23 年	3 月	25 日	第 36 次改定
昭和 63 年	8 月	24 日	第 13 次改定	平成 23 年	4 月	1 日	第 37 次改定
平成 元年	8 月	15 日	第 14 次改定	平成 23 年	6 月	24 日	第 38 次改定
平成 5 年	6 月	8 日	第 15 次改定	平成 23 年	8 月	25 日	第 39 次改定
平成 5 年	6 月	29 日	第 16 次改定	平成 23 年	12 月	15 日	第 40 次改定
平成 6 年	5 月	10 日	第 17 次改定	平成 24 年	6 月	21 日	第 41 次改定
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)				平成 24 年	12 月	20 日	第 42 次改定
平成 6 年	7 月	5 日	第 18 次改定	平成 25 年	3 月	7 日	第 43 次改定
平成 10 年	6 月	17 日	第 19 次改定	平成 25 年	6 月	21 日	第 44 次改定
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)				平成 25 年	12 月	12 日	第 45 次改定
平成 11 年	6 月	16 日	第 20 次改定	平成 26 年	3 月	13 日	第 46 次改定
平成 11 年	9 月	7 日	第 21 次改定	平成 27 年	3 月	12 日	第 47 次改定
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)				平成 27 年	12 月	10 日	第 48 次改定
平成 13 年	1 月	6 日	第 22 次改定	平成 29 年	3 月	8 日	第 49 次改定
平成 13 年	3 月	14 日	第 23 次改定	平成 29 年	4 月	3 日	第 50 次改定
平成 14 年	7 月	2 日	第 24 次改定	平成 29 年	8 月	25 日	第 51 次改定
平成 15 年	4 月	25 日	第 25 次改定				
平成 15 年	8 月	19 日	第 26 次改定				
平成 17 年	6 月	16 日	第 27 次改定				
(改定内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する)							

ドーピング規則違反処分について

1. 当該選手：寺崎 浩平（てらさき こうへい）
2. 都道府県：福井県
3. 競技：自転車競技（成年男子種別）
4. 概要：

(1) 大会・成績等：第 71 回国民体育大会自転車競技

成年男子チーム・スプリント 第 3 位（10 月 5 日）
成年男子ケイリン 第 1 位（10 月 8 日）
成年男子個人ロード・レース 途中棄権（10 月 9 日）

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

①経緯：

- 平成 28 年 10 月 8 日に開催された第 71 回国民体育大会自転車トラック・レースに参加後、同日実施されたドーピング検査を受け、分析の結果陽性となった。
- 平成 28 年 12 月 26 日、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、平成 28 年 10 月 28 日を始期とする 4 年間の資格停止処分を課した。
- 日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に対し、当該選手が公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申立を行い、平成 29 年 8 月 18 日に、仲裁判断が下された。

②処分内容：

- ・平成 28 年 10 月 8 日から同年 10 月 28 日の競技会における個人成績の抹消
- ・平成 28 年 10 月 28 日から 4 ヶ月の資格停止

(3) 国民体育大会における処分内容

①当該者・チームの参加に関する処分

平成 28 年 10 月 28 日から 4 ヶ月の資格停止

②成績に関する処分

10 月 8 日に開催された成年男子ケイリン 1 種目の成績抹消

ドーピング規則違反処分について

平成 29 年 8 月 25 日

○ 「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 1 条第 2 項に定める「アンチ・ドーピング規則に対する違反」

平成 28 年 10 月 8 日に発生した自転車競技会におけるアンチ・ドーピング規則に対する違反について、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 7 条及び第 8 条に基づき、国体においては下表「③国民体育大会における処分内容」に記載のとおりとする。

No	氏名	①違反の発生した検査概要			②制裁内容	③国民体育大会における処分内容	
		競技名	検査区分 検体採取日	原因物質		参加禁止処分対象期間 ^{※1}	競技成績等の訂正
1	寺崎 浩平	自転車	競技会検査 10月8日	1-テストステロン および 1-アンドロステンジ オン	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 10 月 8 日から同年 10 月 28 日の競技会における個人成績の失効等 平成 28 年 10 月 28 日から 4 ヶ月間の資格停止 	平成 28 年 10 月 28 日から 4 ヶ月間	あり ^{※2}

※1 国民体育大会及び国民体育大会冬季大会（いずれも都道府県予選会、ブロック大会を含む）への参加を認めない期間。

【参考】

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」

第 7 条 ドーピング規則違反に関する処分

処分内容については、本規定第 8 条及び第 10 条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームへの競技会への参加については、国体委員長が本規程第 8 条に基づき決定する。

第 8 条 ドーピング規則違反に関する処分

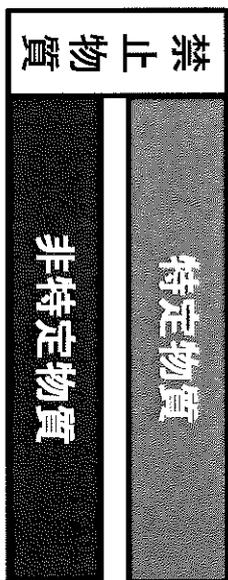
1. 当該者・チームの参加に関する処分

- (1) 当該大会及び次回大会以降の当該者・チームの参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

2. 成績に関する処分

競技成績等が発生している場合は、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの成績を抹消する。

(JSAA-DP-2016-001 参考資料)



<検出物質>

5α-androst-1-en-3α-ol-17-one

1-androstenedione

服用



1-androstenedioneを含有

【禁止物質が非特定物質の場合】

競技者側が違反が意図的でないことを

立証

競技者側が、違反との関連において『重大な過誤又は過失がないこと』を

+

汚染製品に該当することを

立証

過誤の程度に応じて、
譴責～2年間の資格停止処分



資格停止処分
4か月

立証できない



資格停止処分
4年間

(その他の軽減事由を含む)立証できない



資格停止処分
2年間

<過誤の程度に関連する本件の事情>

- ・服用していたANAVITEが1-androstenedioneを含有していたこと
- ・製品ラベルの調査、インターネットでの調査を実施したこと
- ・以前にANAVITEを使用したことがあったが、その際ドーピング検査で陰性だったこと

等

始期：平成28年10月28日

第71回国民体育大会(岩手県) 自転車競技 成年男子ケイリン
訂正前

順位	選手名	都道府県	所属
1	寺崎 浩平	福井	福井県連盟
2	黒枝 咲哉	大分	鹿屋体大
3	小林 和希	福岡	明大
4	藤根 俊貴	岩手	順大
5	水谷 翼	鹿児島	朝日大
6	徳田 匠	京都	鹿屋体大
7	松岡 辰泰	熊本	日体大
8	橋本 凌甫	和歌山	和歌山県教育庁

訂正後

順位	選手名	都道府県	所属
1	黒枝 咲哉	大分	鹿屋体大
2	小林 和希	福岡	明大
3	藤根 俊貴	岩手	順大
4	水谷 翼	鹿児島	朝日大
5	徳田 匠	京都	鹿屋体大
6	松岡 辰泰	熊本	日体大
7	橋本 凌甫	和歌山	和歌山県教育庁
8	深沢 拓	山梨	日体大

※7～12位は順位決定戦実施

訂正前

都道府県	男女総合										都道府県	女子総合					
	成年男子		男子		少年男子		女子		参加 得点	合計		女子		参加 得点	小計		
	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点		順位		得点	順位		得点	順位	得点
北海道											北海道						
青森	16位	6.0			28位	1.0	16位	1.0	10.0	39位	10.0	青森	16位	1.0	10.0	18位	10.0
岩手	3位	13.0	4位	21.0	16位	5.0			10.0	6位	49.0	岩手			10.0	18位	10.0
宮城			12位	6.0	13位	7.0			10.0	20位	23.0	宮城			10.0	18位	10.0
秋田									10.0	39位	10.0	秋田				44位	0.0
山形									10.0	39位	10.0	山形			10.0	18位	10.0
福島	19位	5.0	13位	3.0	4位	14.0	6位	15.0	10.0	8位	47.0	福島	6位	15.0	10.0	6位	25.0
茨城			9位	12.0					10.0	23位	22.0	茨城			10.0	18位	10.0
栃木	13位	7.0			25位	2.0			10.0	27位	19.0	栃木			10.0	18位	10.0
群馬	2位	15.0	2位	24.0			14位	2.0	10.0	5位	51.0	群馬	14位	2.0	10.0	14位	12.0
埼玉					21位	4.0	16位	1.0	10.0	33位	15.0	埼玉	16位	1.0	10.0	16位	11.0
千葉					16位	5.0	7位	7.0	10.0	23位	22.0	千葉	7位	7.0	10.0	7位	17.0
東京	25位	2.0	13位	3.0	25位	2.0	3位	26.0	10.0	10位	43.0	東京	3位	26.0	10.0	3位	36.0
神奈川					16位	5.0	12位	3.0	10.0	28位	18.0	神奈川	12位	3.0	10.0	12位	13.0
山梨	10位	8.0			7位	11.0			10.0	19位	29.0	山梨			10.0	18位	10.0
新潟	19位	5.0			12位	8.0			10.0	20位	23.0	新潟			10.0	18位	10.0
長野							7位	7.0	10.0	32位	17.0	長野	7位	7.0	10.0	7位	17.0
富山	19位	5.0	7位	15.0	16位	5.0			10.0	13位	35.0	富山			10.0	18位	10.0
石川									10.0	39位	10.0	石川			10.0	18位	10.0
福井	10位	8.0	2位	24.0	10位	9.0	5位	17.0	10.0	3位	68.0	福井	5位	17.0	10.0	5位	27.0
静岡	22位	4.0			5位	13.0	9位	6.0	10.0	15位	33.0	静岡	9位	6.0	10.0	9位	16.0
愛知									10.0	39位	10.0	愛知			10.0	18位	10.0
三重	16位	6.0			14位	6.0			10.0	23位	22.0	三重			10.0	18位	10.0
岐阜	3位	13.0			6位	12.0			10.0	13位	35.0	岐阜			10.0	18位	10.0
滋賀									10.0	39位	10.0	滋賀				44位	0.0
京都	5位	11.0					4位	22.0	10.0	10位	43.0	京都	4位	22.0	10.0	4位	32.0
大阪	13位	7.0			14位	6.0			10.0	20位	23.0	大阪			10.0	18位	10.0
兵庫					16位	5.0			10.0	33位	15.0	兵庫				44位	0.0
奈良	22位	4.0			1位	19.0			10.0	15位	33.0	奈良			10.0	18位	10.0
和歌山	5位	11.0	6位	18.0					10.0	12位	39.0	和歌山			10.0	18位	10.0
鳥取	25位	2.0	1位	33.0			12位	3.0	10.0	7位	48.0	鳥取	12位	3.0	10.0	12位	13.0
島根									10.0	39位	10.0	島根				44位	0.0
岡山	13位	7.0	7位	15.0					10.0	17位	32.0	岡山			10.0	18位	10.0
広島	25位	2.0			1位	19.0			10.0	18位	31.0	広島			10.0	18位	10.0
山口	10位	8.0							10.0	28位	18.0	山口			10.0	18位	10.0
香川	5位	11.0							10.0	26位	21.0	香川			10.0	18位	10.0
徳島									10.0	39位	10.0	徳島			10.0	18位	10.0
愛媛					22位	3.0			10.0	36位	13.0	愛媛			10.0	18位	10.0
高知									10.0	39位	10.0	高知			10.0	18位	10.0
福岡	9位	10.0	11位	9.0	7位	11.0	1位	32.0	10.0	1位	72.0	福岡	1位	32.0	10.0	1位	42.0
佐賀	16位	6.0			25位	2.0			10.0	28位	18.0	佐賀			10.0	18位	10.0
長崎							11位	4.0	10.0	35位	14.0	長崎	11位	4.0	10.0	11位	14.0
熊本	22位	4.0	9位	12.0	3位	17.0	14位	2.0	10.0	9位	45.0	熊本	14位	2.0	10.0	14位	12.0
大分	1位	25.0	4位	21.0	10位	9.0	10位	5.0	10.0	2位	70.0	大分	10位	5.0	10.0	10位	15.0
宮崎					22位	3.0			10.0	36位	13.0	宮崎			10.0	18位	10.0
鹿児島	5位	11.0			9位	10.0	2位	27.0	10.0	4位	58.0	鹿児島	2位	27.0	10.0	2位	37.0
沖縄					22位	3.0			10.0	36位	13.0	沖縄			10.0	18位	10.0
		216.0		216.0		216.0		180.0	470.0		1298.0			180.0	430.0		610.0

訂正後

2017/8/25

都道府県	男女総合										都道府県	女子総合					
	成年男子		男子		少年男子		女子		参加 得点	小計		女子		参加 得点	小計		
	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点		順位		得点	順位		得点	順位	得点
北海道											北海道						
青森	15位	6.0			28位	1.0	16位	1.0	10.0	39位	10.0	青森	16位	1.0	10.0	18位	11.0
岩手	3位	14.0	4位	21.0	16位	5.0			10.0	6位	50.0	岩手			10.0	18位	10.0
宮城			12位	6.0	13位	7.0			10.0	20位	23.0	宮城			10.0	18位	10.0
秋田									10.0	39位	10.0	秋田				44位	0.0
山形									10.0	39位	10.0	山形			10.0	18位	10.0
福島	18位	5.0	13位	3.0	4位	14.0	6位	15.0	10.0	8位	47.0	福島	6位	15.0	10.0	6位	25.0
茨城			9位	12.0					10.0	23位	22.0	茨城			10.0	18位	10.0
栃木	12位	7.0			25位	2.0			10.0	27位	19.0	栃木			10.0	18位	10.0
群馬	2位	15.0	2位	24.0			14位	2.0	10.0	5位	51.0	群馬	14位	2.0	10.0	14位	12.0
埼玉					21位	4.0	16位	1.0	10.0	33位	15.0	埼玉	16位	1.0	10.0	16位	11.0
千葉					16位	5.0	7位	7.0	10.0	23位	22.0	千葉	7位	7.0	10.0	7位	17.0
東京	24位	2.0	13位	3.0	25位	2.0	3位	26.0	10.0	11位	43.0	東京	3位	26.0	10.0	3位	36.0
神奈川					16位	5.0	12位	3.0	10.0	28位	18.0	神奈川	12位	3.0	10.0	12位	13.0
山梨	10位	9.0			7位	11.0			10.0	19位	30.0	山梨			10.0	18位	10.0
新潟	18位	5.0			12位	8.0			10.0	20位	23.0	新潟			10.0	18位	10.0
長野							7位	7.0	10.0	32位	17.0	長野	7位	7.0	10.0	7位	17.0
富山	18位	5.0	7位	15.0	16位	5.0			10.0	13位	35.0	富山			10.0	18位	10.0
石川									10.0	39位	10.0	石川			10.0	18位	10.0
福井	27位	0.0	2位	24.0	10位	9.0	5位	17.0	10.0	3位	60.0	福井	5位	17.0	10.0	5位	27.0
静岡	22位	4.0			5位	13.0	9位	6.0	10.0	15位	33.0	静岡	9位	6.0	10.0	9位	16.0
愛知									10.0	39位	10.0	愛知			10.0	18位	10.0
三重	15位	6.0			14位	6.0			10.0	23位	22.0	三重			10.0	18位	10.0
岐阜	4位	13.0			6位	12.0			10.0	13位	35.0	岐阜			10.0	18位	10.0
滋賀									10.0	39位	10.0	滋賀				44位	0.0
京都	5位	12.0					4位	22.0	10.0	10位	44.0	京都	4位	22.0	10.0	4位	32.0
大阪	12位	7.0			14位	6.0			10.0	20位	23.0	大阪			10.0	18位	10.0
兵庫					16位	5.0			10.0	33位	15.0	兵庫				44位	0.0
奈良	22位	4.0			1位	19.0			10.0	15位	33.0	奈良			10.0	18位	10.0
和歌山	5位	12.0	6位	18.0					10.0	12位	40.0	和歌山			10.0	18位	10.0
鳥取	24位	2.0	1位	33.0			12位	3.0	10.0	7位	48.0	鳥取	12位	3.0	10.0	12位	13.0
島根									10.0	39位	10.0	島根				44位	0.0
岡山	12位	7.0	7位	15.0					10.0	17位	32.0	岡山			10.0	18位	10.0
広島	24位	2.0			1位	19.0			10.0	18位	31.0	広島			10.0	18位	10.0
山口	11位	8.0							10.0	28位	18.0	山口			10.0	18位	10.0
香川	8位	11.0							10.0	26位	21.0	香川			10.0	18位	10.0
徳島									10.0	39位	10.0	徳島			10.0	18位	10.0
愛媛					22位	3.0			10.0	36位	13.0	愛媛			10.0	18位	10.0
高知									10.0	39位	10.0	高知			10.0	18位	10.0
福岡	8位	11.0	11位	9.0	7位	11.0	1位	32.0	10.0	1位	73.0	福岡	1位	32.0	10.0	1位	42.0
佐賀	15位	6.0			25位	2.0			10.0	28位	18.0	佐賀			10.0	18位	10.0
長崎							11位	4.0	10.0	35位	14.0	長崎	11位	4.0	10.0	11位	14.0
熊本	18位	5.0	9位	12.0	3位	17.0	14位	2.0	10.0	9位	46.0	熊本	14位	2.0	10.0	14位	12.0
大分	1位	26.0	4位	21.0	10位	9.0											

第71回国民体育大会天皇杯／皇后杯 総合得点訂正

資料No.2-2-3

2017/8/25

<<都道府県順>>

都道府県	男女総合 (天皇杯)						都道府県	女子総合 (皇后杯)	
	訂正前		訂正後					順位	得点
	順位	得点	順位	増減	得点	増減			
北海道	9	1408	9		1408	北海道	10	743.5	
青森	40	759.5	40		759.5	青森	40	458.5	
岩手	2	1924	2		1925	+1	岩手	2	981
宮城	24	948	24		948		宮城	26	558
秋田	37	817.5	37		817.5		秋田	36	486.5
山形	26	929	26		929		山形	23	566
福島	35	843.5	35		843.5		福島	31	519.5
茨城	22	981.5	22		981.5		茨城	14	660.5
栃木	30	903.5	30		903.5		栃木	41	452.5
群馬	25	934	25		934		群馬	25	565.5
埼玉	3	1893	3		1893		埼玉	4	970
千葉	5	1676	5		1676		千葉	7	919
東京	1	2532.5	1		2532.5		東京	1	1322.5
神奈川	8	1520	8		1520		神奈川	9	751
山梨	23	953.5	23		954.5	+1	山梨	23	566
新潟	17	1054	17		1054		新潟	19	610.5
長野	19	1041.5	19		1041.5		長野	18	623.5
富山	21	988.5	21		988.5		富山	21	586.5
石川	36	838	36		838		石川	32	508.5
福井	18	1052.5	18		1044.5	-8	福井	17	645.5
静岡	16	1093.5	16		1093.5		静岡	20	588.5
愛知	4	1777.5	4		1777.5		愛知	3	979
三重	27	920	27		920		三重	39	459.5
岐阜	10	1354.5	10		1354.5		岐阜	13	733
滋賀	33	888	33		888		滋賀	38	466.5
京都	12	1289	12		1290	+1	京都	8	790.5
大阪	6	1642	6		1642		大阪	6	951
兵庫	11	1293	11		1293		兵庫	11	735
奈良	34	869	34		869		奈良	37	470
和歌山	20	1008.5	20		1009.5	+1	和歌山	29	544
鳥取	42	753.5	42		753.5		鳥取	27	554
島根	45	632	45		632		島根	43	444
岡山	15	1146	15		1146		岡山	16	653.5
広島	14	1192.5	14		1192.5		広島	15	655.5
山口	29	906.5	29		906.5		山口	34	491.5
香川	40	759.5	40		759.5		香川	30	527
徳島	46	540.5	46		540.5		徳島	46	380
愛媛	7	1531	7		1531		愛媛	5	968
高知	47	455.5	47		455.5		高知	47	373.5
福岡	13	1286	13		1287	+1	福岡	12	734.5
佐賀	43	739.5	43		739.5		佐賀	33	493
長崎	28	919.5	28		919.5		長崎	35	491
熊本	31	899.5	31		900.5	+1	熊本	22	566.5
大分	38	786	38		787	+1	大分	42	447.5
宮崎	39	768.5	39		768.5		宮崎	44	440.5
鹿児島	32	895	32		896	+1	鹿児島	28	551.5
沖縄	44	702	44		702		沖縄	45	419
合計		51046			51046		合計		29402

<<成績順>>

順位	都道府県	男女総合 (天皇杯)						女子総合 (皇后杯)		
		訂正前		訂正後				順位	都道府県	得点
		得点	順位	増減	都道府県	得点	増減			
1	東京	2532.5	1		東京	2532.5	1	東京	1322.5	
2	岩手	1924	2		岩手	1925	+1	岩手	981	
3	埼玉	1893	3		埼玉	1893		愛知	979	
4	愛知	1777.5	4		愛知	1777.5		埼玉	970	
5	千葉	1676	5		千葉	1676		愛媛	968	
6	大阪	1642	6		大阪	1642		大阪	951	
7	愛媛	1531	7		愛媛	1531		千葉	919	
8	神奈川	1520	8		神奈川	1520		京都	790.5	
9	北海道	1408	9		北海道	1408		神奈川	751	
10	岐阜	1354.5	10		岐阜	1354.5		北海道	743.5	
11	兵庫	1293	11		兵庫	1293		兵庫	735	
12	京都	1289	12		京都	1290	+1	福岡	734.5	
13	福岡	1286	13		福岡	1287	+1	岐阜	733	
14	広島	1192.5	14		広島	1192.5		茨城	660.5	
15	岡山	1146	15		岡山	1146		広島	655.5	
16	静岡	1093.5	16		静岡	1093.5		岡山	653.5	
17	新潟	1054	17		新潟	1054		福井	645.5	
18	福井	1052.5	18		福井	1044.5	-8	長野	623.5	
19	長野	1041.5	19		長野	1041.5		新潟	610.5	
20	和歌山	1008.5	20		和歌山	1009.5	+1	静岡	588.5	
21	富山	988.5	21		富山	988.5		富山	586.5	
22	茨城	981.5	22		茨城	981.5		熊本	566.5	
23	山梨	953.5	23		山梨	954.5	+1	山形	566	
24	宮城	948	24		宮城	948		山梨	566	
25	群馬	934	25		群馬	934		群馬	565.5	
26	山形	929	26		山形	929		宮城	558	
27	三重	920	27		三重	920		鳥取	554	
28	長崎	919.5	28		長崎	919.5		鹿児島	551.5	
29	山口	906.5	29		山口	906.5		和歌山	544	
30	栃木	903.5	30		栃木	903.5		香川	527	
31	熊本	899.5	31		熊本	900.5	+1	福島	519.5	
32	鹿児島	895	32		鹿児島	896	+1	石川	508.5	
33	滋賀	888	33		滋賀	888		佐賀	493	
34	奈良	869	34		奈良	869		山口	491.5	
35	福島	843.5	35		福島	843.5		長崎	491	
36	石川	838	36		石川	838		秋田	486.5	
37	秋田	817.5	37		秋田	817.5		奈良	470	
38	大分	786	38		大分	787	+1	滋賀	466.5	
39	宮崎	768.5	39		宮崎	768.5		三重	459.5	
40	青森	759.5	40		青森	759.5		青森	458.5	
40	香川	759.5	40		香川	759.5		栃木	452.5	
42	鳥取	753.5	42		鳥取	753.5		大分	447.5	
43	佐賀	739.5	43		佐賀	739.5		島根	444	
44	沖縄	702	44		沖縄	702		宮崎	440.5	
45	島根	632	45		島根	632		沖縄	419	
46	徳島	540.5	46		徳島	540.5		徳島	380	
47	高知	455.5	47		高知	455.5		高知	373.5	
合計		51046			51046		合計		29402	

国民体育大会における参加負担金の改定について

H29. 8. 25

I. 改定の趣旨

- 国体における参加負担金は、平成 8 年に現行額へ改定し、20 年以上が経過した。その間、社会情勢や経済状況は著しく変化し、開催県における財政状況が厳しさを増す中、平成 10 年には開催予定県から日体協および文部省へ、大会の簡素化等に関する要望書が提出された。
- 国体委員会では、簡素・効率化を旨とした「国体改革 2003」を策定し、第 63 回大会（平成 20 年）には大会規模の縮小を完全実施する等、開催経費の節約に努めてきた。
- 日体協では、JSC や JKA 等各補助・助成機関団体に対して大会への補助・助成金の増額要望を行うとともに、協賛金の獲得、ゼッケンスポンサー制度の導入等、開催県交付金の原資となる自己財源の確保に努め、本大会・冬季大会およびブロック大会における開催県の負担軽減に努めてきた。
- しかしながら、大会に係る施設整備・用具費等の高騰、消費税率の増額改定、ブロック大会実施競技数の増加などにより、本大会・冬季大会およびブロック大会の開催については、時間経過とともに経費負担が増加している。
- 参加負担金を改定（増額）することについて、会議等で協議・説明を行い、選手団派遣都道府県に意向調査をしたところ、多くの団体から賛同を得られ、関係機関とも調整ができている。
- よって、平成 30 年開催の第 73 回冬季大会から、本大会、冬季大会、ブロック大会開催県等の大会開催にかかわる負担の軽減を目的として、参加負担金の改定を行う。

II. 改定内容

参加負担金	現行	改定後
少年種別選手	1,500 円	2,000 円
その他（成年種別選手、監督、役員）	2,000 円	4,000 円

III. 改定実施大会

平成 30（2018）年開催の第 73 回冬季大会から改定

第72回国民体育大会実施要項総則の変更について

変更前		変更後	
2 総 則		2 総 則	
18 文化プログラム		18 文化プログラム	
文化プログラム	会場地	文化プログラム	会場地
[略]		[略]	
えひめを元気にするカルチャー『ひめぶん文化祭』	松山市	えひめを元気にするカルチャー『ひめぶん文化祭』	松山市
[略]		えひめ国体・えひめ大会に係る高校生等のプレスセンター活動	
[略]		[略]	
侍 samurai の美		侍 samurai の美	
[略]		秩父宮記念スポーツ博物館愛媛巡回展	
松山市民文化祭 第36回芸術祭		松山市民文化祭 第36回芸術祭	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	今治市	えひめe-Baseball大会	今治市
バラ祭りよしみ2017		バラ祭りよしみ2017	
[略]		大山祇神社御田植祭	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	八幡浜市	[削除]	八幡浜市
真穴の座敷雛		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	西予市	[略]	西予市
第41回宇和れんげまつり		第41回宇和れんげまつり	
[略]		愛顔(えがお)感動ものがたり(作品募集・受賞作品巡回展)(南予)	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	東温市	[略]	東温市
さくら市場納涼祭		[削除]	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	松前町	[略]	松前町
2017明るい人権のまちづくり大会		2017明るい人権のまちづくり大会	
[略]		愛顔(えがお)感動ものがたり(作品募集・受賞作品巡回展)(中予)	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	砥部町	[略]	砥部町
広田七夕まつり		[削除]	
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

第72回国民体育大会(愛媛県)文化プログラムの変更内容について

会場地	事業名	期日	事業内容
		会場	
松山市	えひめ国体・えひめ大会に係る高校生等のプレスセンター活動	4月～12月	愛顔(えがお)つなぐえひめ国体・えひめ大会に向けた取組や競技の様子、裏舞台など県内21校約150名の高校生ほか取材・発信します。
		愛顔(えがお)つなぐえひめ国体・えひめ大会各会場ほか	
松山市	秩父宮記念スポーツ博物館愛媛巡回展	9月9日(土)～10月1日(日)	秩父宮記念スポーツ博物館秘蔵のお宝を中心に、スポーツシーンを彩った品々やスポーツ芸術作品を紹介します。
		愛媛県美術館南館県民ギャラリー1	
松山市	えひめe-Baseball大会	11月	「野球といえば愛媛」という土地柄を活かして、ダイバーシティ、ノーマライゼーションに配慮した大会を開催します。
		松山市又は愛媛県所有の公共施設	
今治市	大山祇神社御田植祭	5月30日(火)	島内13地区から選ばれた16名の早乙女が白衣に赤袴、手甲脚絆の清廉な装いで御田植えを奉仕します。
		大山祇神社	
八幡浜市	真穴の座敷雛	4月2日(日)・3日(月)	[削除]
		真穴地区	
西予市	愛顔(えがお)感動ものがたり(作品募集・受賞作品巡回展)(南予)	5月27日(土)～6月1日(木)	全国から募集した「感動のエピソード」「愛顔の写真」の28年度受賞作品を展示します。
		県歴史文化博物館	
東温市	さくら市場納涼祭	8月上旬	[削除]
		ふるさと交流館さくらの湯	
松前町	愛顔(えがお)感動ものがたり(作品募集・受賞作品巡回展)(中予)	6月18日(日)	全国から募集した「感動のエピソード」「愛顔の写真」の28年度受賞作品の展示や作品の朗読会を開催します。
		エミフルMASAKI	
砥部町	広田七夕まつり	8月(予定)	[削除]
		ひろた交流センター	

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明(平成29年8月25日)

第73回国民体育大会実施要項総則「5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」における各項目の解釈については、下記の通りとする。
また、本資料に定めのない事項・内容・解釈については、別途公益財団法人日本体育協会(以下、「日本体育協会」)国民体育大会委員会において決定する。

※ 次の者についても、原則として選手及び監督と同様、下記の条件を満たしているものとする。
ボクシングのセカンド、自転車のメカニシャン、馬術のホースマネージャー、高等学校野球の責任教師

(注)①特別競技については、下記及び競技別要項の定めによる。公開競技については、各競技別要項の定めによる。
②下記に示すもの他、競技によっては更に限定する場合があるので、各競技別実施要項が決定後、当該競技別実施要項を参照のこと。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足						
(1) 参加資格								
ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。	・「継続的に日本に滞在」と認定するに要する期間については、下記(本資料6頁から)「(2)所属都道府県」に定める各期間とする。							
(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)	・「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」(以下、「特別永住者」)を含む)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 [1] ・国体における、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記(※)の通りとする。	[1] 「永住者」(「特別永住者」を含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。						
(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者								
a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。	・ 本号(イ)及び次号(ウ)でいう「学校教育法」第1条に規定する学校(以下「第1条校」)とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指す。							
b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。	・ 大会実施要項(都道府県大会を含む)が定める参加申込締切時の1年以上前から、継続して第1条校に在籍していなければならない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(※)在留資格</td> <td>考え方</td> </tr> <tr> <td>家 族 滞 在</td> <td>中学3年生</td> </tr> <tr> <td>留 学</td> <td>中学3年生及び高等学校、大学等に在籍する者</td> </tr> </table>	(※)在留資格	考え方	家 族 滞 在	中学3年生	留 学	中学3年生及び高等学校、大学等に在籍する者	
(※)在留資格	考え方							
家 族 滞 在	中学3年生							
留 学	中学3年生及び高等学校、大学等に在籍する者							
(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者								
a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。	・ 過去の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合は国体に参加できない。 [2]	[2] 第59回大会(平成16年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍実績が1年以上なくとも参加できる。ただし、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。						
b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。 [注]上記(ウ)bについて大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。	・ 過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在大学(大学院を含む)等に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国体に参加できない。 [3] ・ 過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在専修学校(専門学校)に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国体に参加できない。	[3] 成年種別年齢域に該当する高等学校等の在籍者は、大学に在籍する「留学」の取り扱いに準じ、参加することはできない。						

Q.1 (1)参加資格－ア－(ア)に「永住者」(「特別永住者」を含む)について記載されていますが、在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)であれば、(1)参加資格－ア－(イ)－aのように「第1条校」に在籍していなくてもよいのでしょうか。

A.1 在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)の方については、日本国籍を有する者と同様の条件で参加できます。従って、特に(1)参加資格－ア－(イ)－aの「第1条校」に在籍していなくても参加できます。

Q.2 (1)参加資格－ア－(ウ)に「少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者」とありますが、大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため、参加できないということでしょうか。

A.2 大学から来日し、その後就職された方については、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため参加できません。なお、「永住者」(「特別永住者」を含む)を除く外国籍の者の参加条件として、「第1条校」に1年以上在籍実績(第59回大会以前に在籍していた者はこの限りではない)が必要となりますが、現在、大学(大学院含む)や専修学校(専門学校)に在籍する方については、「第1条校」に1年以上の在籍実績があっても参加できません。

Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」、「留学」以外なのですが、国体に参加できますでしょうか。

A.3 本資料記載以外の在留資格の者については、日本体育協会において、当該の在留資格及び我が国における活動内容を勘案した上で、参加の可否を決定いたします。所属の都道府県体育(スポーツ)協会を通じて、日本体育協会へお問合せください。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(1)参加資格		
イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育(スポーツ)協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。		
ウ 第71回又は第72回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第71回又は第72回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	<ul style="list-style-type: none"> 第71回大会とは、平成28年に開催された各季大会 →冬季大会(岩手県)/本大会(岩手県) 第72回大会とは、平成29年に開催された各季大会 →冬季大会(長野県)/本大会(愛媛県) 	
(ア) 成年種別		
a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 第72回大会参加者：平成29年度以降(冬季大会は平成28年度以降)に卒業した者 第71回大会参加、第72回大会不参加者：平成28年度以降(冬季大会は平成27年度以降)に卒業した者 ここでいう第1条校とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学(大学院を除く)を指す。 以下、第1条校については同じ解釈を適用する。 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 	
b 結婚又は離婚に係る者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 第72回大会参加者：平成29年5月1日以降、平成30年4月30日まで(冬季大会は平成28年5月1日から平成29年4月30日まで)に法的手続きを完了した者[4] 第71回大会参加、第72回大会不参加者：平成28年5月1日以降、平成30年4月30日まで(冬季大会は平成27年5月1日から平成29年4月30日まで)に手続きを完了した者 	[4] 平成30年4月30日(冬季大会は平成29年4月30日)以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようとも、平成30年5月1日(冬季大会は平成29年5月1日)以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例(「国内移動選手の制限」に抵触しない)を適用できない。
c ふるさと選手制度を活用する者 (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。) [注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 所定の方法により、都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」となる都道府県を登録しなければならない。 [5] 左記「注」については、日本オリンピック委員会(以下、「JOC」)及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [6] 	[5] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育(スポーツ)協会に確認すること。 [6] JOCが実施するものは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)	<ul style="list-style-type: none"> 後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。 	

- Q.1 「選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育(スポーツ)協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者」とは、どういうことでしょうか。
A.1 国体は都道府県対抗の総合競技会のため、国体の選手及び監督については、当該都道府県の競技団体と体育(スポーツ)協会の会長(代表者)が、正式な都道府県代表として責任を持って選抜し、派遣することとなっております。つまり、国体の選手及び監督となるためには、当該都道府県の競技団体と体育(スポーツ)協会会長(代表者)に認められる必要があります。その選抜方法については、各都道府県、各競技により異なりますので、当該都道府県の競技団体又は体育(スポーツ)協会へお問合せください。
なお、所属都道府県については、下記(2)「所属都道府県」において、参加条件を満たす都道府県のうち、いずれかを選択することができます。
- Q.2 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればよいですか。
A.2 卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県体育(スポーツ)協会へ所定の手続きを行います。ただし、「ふるさと選手制度」で登録できる都道府県は、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。また、「ふるさと選手制度」の活用は、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。
- ※ 少年種別と共通する内容については、3頁をご参照ください。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(1)参加資格		
(イ) 少年種別		
a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第72回大会参加者：平成29年度（冬季大会は平成28年度）に卒業した者 第71回大会参加、第72回大会不参加者：平成28年度以降（冬季大会は平成27年度以降）に卒業した者 ・ 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 	
b 結婚又は離婚に係る者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第72回大会参加者：平成29年5月1日以降、平成30年4月30日まで（冬季大会は平成28年5月1日から平成29年4月30日まで）に法的手続きを完了した者[7] ・ 第71回大会参加、第72回大会不参加者：平成28年5月1日以降、平成30年4月30日まで（冬季大会は平成27年5月1日から平成29年4月30日まで）に手続きを完了した者 	[7] 平成30年4月30日（冬季大会は平成29年4月30日）以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしているようも、平成30年5月1日（冬季大会は平成29年5月1日）以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（「国内移動選手の制限」に抵触しない）を適用できない。
c 一家転住に係る者 （別記2「一家転住等」に伴う特例措置による。） [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居先及び転居元都道府県における代表選考状況により、所定の手続きを行わなければならない。 [8] ・ 第72回大会参加者：第72回大会終了後（平成29年10月以降、冬季大会は平成29年1月又は2月以降）、第73回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者 第71回大会参加、第72回大会不参加者：第71回大会終了後（平成28年10月以降、冬季大会は平成28年1月又は2月以降）、第73回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者 	[8] 所定の手続きについては、10頁「別記2「一家転住等」に伴う特例措置の考え方」1-(3)を参照すること。
d JOCエリートアカデミーに在籍する者 （別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [9] ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍してはならない [10] 	[9] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。 [10] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：平成30年10月9日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 （別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。 	

- Q.1 実業団チームの解散や、転職に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県と異なる都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。
 A.1 2大会以上の間を置かなくてはなりません。
 ただし、(1)参加資格－ウ（ア）もしくは(イ)に該当する方については、2大会の間を置かなくとも異なる都道府県から参加できます。
- Q.2 平成29年度に「大学院」を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。
 A.2 国体においては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「第1条校を卒業した者」（「新卒業者」）の対象としておりません。
- ※ 成年種別（2頁参照）と共通する内容となります。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(1)参加資格		
エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 種別が異なる場合は認めない。(例:「成年男子の選手」と「成年女子の監督」や、「少年男子の監督」と「少年女子の監督」) [11] この項は、都道府県大会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用される。[12] 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国民体育大会開催基準要項細則『国民体育大会実施競技及び参加人員』」に基づく。 	<p>[11] 監督が種別共通で配置される競技・種別においては、この限りでない。</p> <p>[12] 大会が異なる場合は、選手と監督で、それぞれ異なる種別への参加を認める。(例:ブロック大会「成年男子の選手」→敗退→本大会「成年女子の監督」)</p>
オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会とは、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキー競技会を指す。 第73回大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。 	
カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。 	
キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。		
(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県大会 [13] 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育(スポーツ)協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 ブロック大会 [13]、[14] 本大会に全ての都道府県が参加できる競技種目・種別を除き、各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってブロック大会に参加し、これを通過しなければならぬ。 「都道府県大会及びブロック大会に参加」とは、当該大会で定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点を指す。 	<p>[13] 都道府県大会及びブロック大会の免除 日本体育協会国民体育大会委員会が決定した予選会免除対象大会の参加選手及び別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、当該競技の予選会に参加しなくても、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会(ブロック大会)へ出場できる。 ただし、ブロック大会実施競技種目・種別における本大会への参加は、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。 また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。</p> <p>[14] ブロック大会における本大会参加枠の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したのではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができる。(一部競技を除く)</p>

Q.1-1 私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っていますが、これらすべての競技に参加できますか？

A.1-1 できません。

上記(1)参加資格一オ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のため、本大会については、自転車競技または陸上競技のいずれかを選択する必要があります。つまり、「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は自転車競技(1競技)または「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は陸上競技(1競技)」のいずれかとなります。

Q.1-2 第73回冬季大会はスケート競技、第73回本大会は自転車競技に参加する場合、スケート競技はA県から、自転車競技はB県からのように、異なる県から参加できますか。

A.1-2 できません。

上記(1)参加資格一カ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、第73回冬季大会及び第73回本大会は同一の都道府県からのみ参加できます。つまり、スケート競技及び自転車競技に参加する場合は、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、または両競技ともB県からの参加となります。

Q.2 ゴルフ競技でA県及びB県の予選会に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加できますか。

A.2 できません。

上記(1)参加資格一カ「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1つの都道府県からしか参加できません。

Q.3 ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退したため、本大会で少年男子の監督として参加できますか。

A.3 できます。

上記(1)参加資格一エ「選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用されるため、参加できます。

Q.4 都道府県大会とブロック大会に、必ず参加しないと本大会に参加できないのでしょうか。ブロック大会で怪我をした選手の代わりに本大会に参加できないのでしょうか。

A.4 原則として、都道府県大会については、競技会、選考会、推薦制度等、当該都道府県競技団体が定めた都道府県代表となるための予選(手続き)に必ず参加しなくてはなりません。しかし、ブロック大会から本大会への出場権については、当該都道府県が獲得したものであることから、ブロック大会に参加した選手に代わって本大会に参加することは可能です。(一部競技を除く)ただし、交代する選手は、都道府県代表となるための予選(手続き)に参加していることが条件となります。

Q.5 予選会の免除があると聞きましたが、

A.5 日本体育協会国民体育大会委員会が免除対象大会として認めたオリンピック競技大会等の国際大会代表選手及び別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、予選会免除対象者として取り扱うことができます。免除対象大会及び対象者については、各競技により異なりますので、免除対象の大会名、選手の選抜方法等については、所属都道府県体育(スポーツ)協会又は当該競技団体にお問合せください。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(1)参加資格		
キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。 (イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。 (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選手を派遣する各都道府県体育(スポーツ)協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。 	
ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選手が監督を兼任する場合も同様に取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年4月1日(冬季大会は平成29年10月1日)時点で公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が平成31年3月31日(冬季大会は平成30年3月31日)以降であること。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(2)所属都道府県		
所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。		
ア 成年種別		
(ア) 居住地を示す現住所	<ul style="list-style-type: none"> 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[16]、[17] 平成30年4月30日以前（冬季大会は平成29年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[18] 	<p>[16] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出をしていることをいう。</p> <p>[17] 「日常生活」については、別紙『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準に基づき認定する。</p> <p>[18] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：平成30年10月9日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。</p>
(イ) 勤務地	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月30日以前（冬季大会は平成29年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[19]、[20] 	<p>[19] 「主たる勤務実態」については、別紙『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準に基づき認定する。</p> <p>[20] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：平成30年10月9日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。</p>
(ウ) ふるさと (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。) [注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。[21] 左記「注」については、JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[22] 	<p>[21] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育（スポーツ）協会に確認すること。</p> <p>[22] JOCが実施するものは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。</p>
※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」のいずれかから参加する場合は、平成30年4月30日以前から大会終了時（平成30年10月9日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住又は勤務していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会については、平成29年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 	
[成年種別]		
a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		
b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合		

- Q.1 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録（住民票）はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。
- A.1 A県、B県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。
「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。
- Q.2 私はA県にある大学に通学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在するA県から参加することができますか。
- A.2 「大学の所在地」を根拠として、A県から参加することはできません。
大学生を含む成年種別が選択することができる所属都道府県は上記のとおり、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかを満たす都道府県です。
「大学の所在地」は所属都道府県の条件に当てはまりません。
- Q.3 私はA県に本社所在地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は支社所在地のB県です。「勤務地」とは、所属会社の本社所在地であるA県ですか、それとも、実際の勤務先である支社所在地のB県ですか。
- A.3 「勤務地」は、実際の勤務先であるB県です。
「勤務地」の解釈は、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務活動を行っている所在地（会社、事務所等の勤務場所）となります。
- Q.4 国体には、上記(2)「所属都道府県」の条件を満たせば、どの都道府県から参加してもよいのでしょうか。
- A.4 上記(2)「所属都道府県」の条件を満たす都道府県のいずれか1都道府県から参加することができます。
なお、冬季大会及び本大会にはそれぞれ1競技に限り参加できますが、回数を同じくする大会において、都道府県の予選会を含めて、異なる都道府県から参加することはできません。【上記(1)参加資格一カ参照】
また、前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記(1)参加資格一カ参照】
- Q.5 上記(2)「所属都道府県」—ア(ウ)に記載されている成年種別年齢域選手の「ふるさと」とは、どういう内容ですか。
- A.5 卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。
詳細は、下記別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」をご参照ください。
※成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者については、下記別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」をご参照ください。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(2)所属都道府県		
イ 少年種別		
(ア) 居住地を示す現住所	<ul style="list-style-type: none"> 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[23]、[24] 平成30年4月30日以前(冬季大会は平成29年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[25] 	<p>[23] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。</p> <p>[24] 「日常生活」とについては、別紙「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準に基づき認定する。</p> <p>[25] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会：平成30年10月9日、冬季大会：各競技会終了時)を指す。</p>
(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地(以下「学校所在地」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月30日以前(冬季大会は平成29年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き通学している学校の所在地を指す。[26] 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 下記の者は学校所在地から参加することはできない。[27]～[29] <ul style="list-style-type: none"> (1) 休学中の者 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者 	<p>[26] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会：平成30年10月9日、冬季大会：各競技会終了時)を指す。</p> <p>[27] 全日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加できる。(「勤務地」の所属選択はできない。)</p> <p>[28] 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。</p> <p>[29] 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。(「学校所在地」の所属選択はできない。)</p>
(ウ) 勤務地	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月30日以前(冬季大会は平成29年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[30]、[31] 	<p>[30] 「主たる勤務実態」とについては、別紙「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準に基づき認定する。</p> <p>[31] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会：平成30年10月9日、冬季大会：各競技会終了時)を指す。</p>
(エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地	<ul style="list-style-type: none"> JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[32] 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない。[33] JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りではない。[34] 	<p>[32] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。</p> <p>[33] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会：平成30年10月9日、冬季大会：各競技会終了時)を指す。</p> <p>[34] 左記の解釈は、上記「(1)「参加資格」－ウ－(イ)少年種別 a～c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。</p>
※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成30年4月30日以前から大会終了時(平成30年10月9日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会については、平成29年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 	
【少年種別】		
a 一家転住に係る者		
b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者	<ul style="list-style-type: none"> 「居住地を示す現住所」又は「勤務地」から参加する場合に限る。 	
c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		

Q.1 少年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」と成年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。

A.1 異なりません、同一です。

Q.2 「第1条校の所在地」(「学校所在地」として)の条件を教えてください。

A.2 当該大会開催年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、通学している学校(第1条校)の所在地です。ただし、次の者は「学校所在地」から出場することはできません。

(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者

また、国体における所属都道府県としての「学校所在地」の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指します。

なお、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち「学校教育法」第47条、「学校教育法」第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとします。(10頁【参考】参照)

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足						
<p>(3) 選手の年齢基準</p> <p>ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。</p> <table border="1" data-bbox="241 296 831 523"> <tr> <td data-bbox="241 296 831 319">(ア) 成年種別に参加する者は、平成12年4月1日以前に生まれた者とする。</td> <td data-bbox="831 296 1431 319">・ 冬季大会については、平成11年4月1日以前に生まれた者とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 319 831 379">(イ) 少年種別に参加する者は、平成12年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者とする。</td> <td data-bbox="831 319 1431 379">・ 冬季大会については、平成11年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者に生まれた者とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 379 831 523">(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成30年4月1日を基準とする。</td> <td data-bbox="831 379 1431 523">・ 冬季大会については、平成29年4月1日を基準とする。 ・ 高校生、高等専門学校生であっても少年種別の年齢域を越えた者は少年種別に参加することはできない。 (例)高校定時制4年生、高専4年生以上等は成年種別に参加する。</td> </tr> </table> <p>イ 日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者）とする。</p>	(ア) 成年種別に参加する者は、平成12年4月1日以前に生まれた者とする。	・ 冬季大会については、平成11年4月1日以前に生まれた者とする。	(イ) 少年種別に参加する者は、平成12年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者とする。	・ 冬季大会については、平成11年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者に生まれた者とする。	(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成30年4月1日を基準とする。	・ 冬季大会については、平成29年4月1日を基準とする。 ・ 高校生、高等専門学校生であっても少年種別の年齢域を越えた者は少年種別に参加することはできない。 (例)高校定時制4年生、高専4年生以上等は成年種別に参加する。	<p>・ 選手の参加資格及び所属都道府県については、競技ごとに定める種別の年齢区分に関わりなく、左記の年齢基準(ア)及び(イ)の区分に基づくものとする。 [35]</p> <p>・ 第73回大会において中学3年生が参加できる競技は次の通り。</p> <p>【本大会】 陸上競技、水泳(競泳、飛込、シンクロ、オープンウォータースイミング)、サッカー、テニス、体操(競技)、レスリング※、セーリング、ソフトテニス、卓球、馬術、フェンシング、バドミントン、ライフル射撃(ビーム・ライフル、ビーム・ピストル)、山岳、カヌー、アーチェリー、ボウリング、ゴルフ ※平成16年1月1日から平成16年4月1日までの間に生まれた者は除く</p> <p>【冬季大会】 スキー、スケート</p>	<p>[35] 平成12年4月1日以前(冬季大会は平成11年4月1日以前)に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。</p> <p>・ 平成12年4月2日以降(冬季大会は平成11年4月2日以降)に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」、「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地のうちいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。</p> <p>・ 陸上競技成年女子種別(800m、5000m競歩、走高跳)・共通(4×100mリレー)、水泳オープンウォータースイミング男子・女子種別、サッカー成年男子種別、サッカー女子種別、バレーボールビーチバレーボール男子・女子種別、レスリング女子種別、ウエイトリフティング女子種別、自転車女子種別、ラグビーフットボール女子種別、カヌースラローム及びカヌーワイルドウォーター成年種別、ゴルフ女子種別に参加する者のうち、平成12年4月2日以降に生まれた者は、少年種別年齢域の参加資格を適用する。</p>
(ア) 成年種別に参加する者は、平成12年4月1日以前に生まれた者とする。	・ 冬季大会については、平成11年4月1日以前に生まれた者とする。							
(イ) 少年種別に参加する者は、平成12年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者とする。	・ 冬季大会については、平成11年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者に生まれた者とする。							
(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成30年4月1日を基準とする。	・ 冬季大会については、平成29年4月1日を基準とする。 ・ 高校生、高等専門学校生であっても少年種別の年齢域を越えた者は少年種別に参加することはできない。 (例)高校定時制4年生、高専4年生以上等は成年種別に参加する。							
<p>(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。</p>								

- Q.1 私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が国体に参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。
A.1 成年種別からの参加となり、学校の所在地は選択できません。国体においては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。
- Q.2 サッカーの男子については、17歳(当該年1月1日現在)を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別等は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考え方・条件はどうなりますか。
A.2 上記(3)「選手の年齢基準」－ア(ウ)に記載の通り、「年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成30年4月1日を基準」としているため、所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。つまり、サッカー成年男子及び女子種別、またゴルフの女子種別のいずれにおいても、「平成12年4月2日以降に生まれた者」は少年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」、「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地)となり、「平成12年4月1日以前に生まれた者」は、成年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」と)となります。
- Q.3 上記(3)「選手の年齢基準」－イの解釈・説明に記載されている競技以外では、中学3年生は参加できないのでしょうか。
A.3 できません。中学3年生が参加できる競技については、日本体育協会において当該競技の普及・実施状況、安全面等を確認し、関係機関・団体との合意を得てから、決定することとなっております。
- Q.4 上記(4)「前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。」とありますが、疑義が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、どこへ問合せをしたらよいでしょうか。
A.4 詳細について確認したい場合には、まずは所属の都道府県体育(スポーツ)協会にお問い合わせください。都道府県体育(スポーツ)協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育(スポーツ)協会を通じて日本体育協会へご確認ください。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】		
<p>(1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。</p> <p>ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと</p>	<p>・ 本制度は、監督として参加する者（ただし、選手を兼任する者は除く）には適用されない。</p> <p>・ ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」－ア－(ア)（本大会：平成12年4月1日以前に生まれた者、冬季大会：平成11年4月1日以前に生まれた者）に該当する者とする。</p>	
<p>(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。</p> <p>ただし、「JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。</p>	<p>・ 「卒業中学校」、「卒業高等学校」は第1条校であること。</p> <p>ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。</p> <p>・ 下記の者はその学校所在地を「ふるさと」として参加することはできない。</p> <p>(1) 高等専門学校を卒業した者 (2) 通信による教育を行う課程を卒業した者 (3) 高等学校の専攻科、別科を卒業した者</p>	
<p>(3) 我が国の競技方向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。</p>	<p>・ 「永住者」（「特別永住者」を含む）については、日本国籍を有する者と同様に扱う。</p> <p>・ 「日本国籍を有する者及び『永住者』に該当しない者については、平成30年4月30日（冬季大会は平成29年4月30日）以前から、本大会終了時まで継続的に日本に滞在していること。また、諸事情により、一時的に日本を離れる場合であっても、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。 [36]</p>	<p>[36] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：平成30年10月9日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。</p>
<p>(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。</p>	<p>・ 都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。 [37]</p>	<p>[37] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育（スポーツ）協会に確認すること。</p>
<p>(5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。</p>	<p>・ 前年度までに「ふるさと選手制度」を2年以上連続で使用した場合、当該年度に異なる都道府県から参加することができる。</p>	
<p>(6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。</p>		
<p>(7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。</p>		<p>※ ブロック大会及び都道府県予選会に「ふるさと選手」として参加した者も含む。</p>

- Q.1 「ふるさと選手制度」は、監督には適用されないのでしょうか。
A.1 監督には適用されません。ただし、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われるため、本制度が適用されます。
- Q.2 「ふるさと」登録の条件として、「卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」となっていますが、A中学校に入学し、その後B中学校(他県)へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいずれも選択できますか。
A.2 できません。卒業学校のみが対象となるため、A中学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択することはできません。卒業学校であるB中学校所在地の都道府県が「ふるさと」登録の対象となります。
- Q.3 A中学校を卒業し、B高等学校へ進学したが、B高等学校は中退した。B高等学校を「ふるさと」として登録できでしょうか。
A.3 できません。B高等学校を卒業していないので、B高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として登録できません。なお、A中学校は卒業しているので、A中学校所在地の都道府県は「ふるさと」として登録できます。
- Q.4 「ふるさと」を登録して都道府県予選会に参加申込したが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、「ふるさと選手制度」の活用はなかったものとしてカウントされますか。
A.4 国体においては、参加申込が受理された時点で参加と見なします。この場合は、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、「ふるさと選手制度」の活用としてカウントされます。
- Q.5 「ふるさと選手制度」を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、2大会の間を置かずとも、「ふるさと」の都道府県から参加できますが、「ふるさと選手制度」の活用をやめて、「居住地を示す現住所」から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。
A.5 「ふるさと選手制度」を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かなくとも、「ふるさと」以外の「居住地を示す現住所」または「勤務地」から参加することができます。ただし、2年以上連続して活用していない場合、2大会の間を置かないと、「ふるさと」の都道府県以外から参加することはできません。（上記(1)参加資格－ウ－(ア)成年種別のa及びbに該当する場合を除く。）
- Q.6 「ふるさと選手制度」を大学4年時に初めて活用して国体に参加したが、その後大学を卒業し、次年度に「新卒業者」として「ふるさと」の都道府県以外から参加できるのでしょうか。
A.6 できます。2大会の間を置かなくとも良い例外である「新卒業者」及び「結婚又は離婚に係る者」については、いずれも「ふるさと」の「2年以上連続して活用しなければならない」とする規定に優先されて適用されます。なお、大学4年時の活用を1回目としてカウントし、次回活用時は2回目としてカウントされます。（※ 活用できる回数は2回まで）
- Q.7 「ふるさと」は毎年手続きをしなくてはならないのですか。
A.7 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年手続きが必要です。活用初年は登録申請、2年目以降は使用申請が必要となります。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】		
転校への特例		
1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③)(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。		
(1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ここでいう「少年種別」とは実施要項総則5-(3)-ア-(イ)(本大会：平成12年4月2日以降に生まれた者、冬季大会：平成11年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。 	
(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。		
ア 親の転勤による一家の転居		
イ 親の結婚、離婚による一家の転居		
ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居		
(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> ここでいう「転居元」とは、転住前に属していた(大会に参加した)都道府県のことである。 	
ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育(スポーツ)協会(以下、「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> ここでいう「転居先」とは、転住後における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、もしくは「勤務地」の属するいずれかの都道府県のことである。 	
イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。		
2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。		
(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。		
ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合		
イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合		
ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合		
(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。		
ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合		

- Q.1 一家転住の特例は成年種別には適用されないのですか。
A.1 適用されません。少年種別年齢域への参加者のみが対象です。本特例の趣旨は、扶養者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。
- Q.2 上記1-(2)-イ「親の結婚、離婚による一家の転居」とありますが、離婚を前提とした別居に伴う都道府県の移動に対しては、本特例の対象として見なされますか。
A.2 別居は本特例の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居(都道府県の移動)については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。
- Q.3 上記1-(2)-ウ「上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居」とありますが、「やむを得ない理由」とは何ですか。
A.3 やむを得ない理由とは、当該選手の意思に関係なく、その扶養者等に起因する何らかの理由です。特に具体の事例を定めておらず、そのケースごとに日本体育協会が内容を確認します。

【参考】◎「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」(抜粋)

「学校教育法」
第1条
この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第134条
第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)、各種学校とする。

第32条
小学校の修業年限は、6年とする。

第47条
中学校の修業年限は、3年とする。

第56条
高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。

「学校教育法施行規則」
第1条(「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む)
学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】		
公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。		
(1) 対象者		
ア 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。〔38〕 ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない。 	〔38〕 JOCが実施するものは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
イ 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 	
(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県 (1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。 なお、同アカデミーへの入学時において小学生であった場合には、入学する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでいう「少年種別」とは上記(3)「選手の年齢基準」-ア-イ(本大会：平成12年4月2日以降に生まれた者、冬季大会：平成11年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。 ・ 「卒業小学校」(「入学する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りでない。〔39〕 	〔39〕 左記の解釈・説明は、上記「(1)参加資格-ウ-イ(少年種別 a～c)における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。
(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」 (1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。 なお、同アカデミーへの入学時において小学生であった場合には、入学する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」-ア-ア(本大会：平成12年4月1日以前に生まれた者、冬季大会：平成11年4月1日以前に生まれた者)に該当する者とする。 ・ 「卒業小学校」(「入学する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ 都道府県大会へ参加する前に「ふるさと」の登録に係る所定の手続きを終えていること。〔40〕 	〔40〕 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育(スポーツ)協会に確認すること。
(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用 (1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。 〔注〕(1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。		

Q.1 「JOCエリートアカデミー」に在籍している少年種別の選手ですが、国体にはどの都道府県から参加できるのでしょうか。
A.1 少年種別の年齢域に該当する場合、「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」または「卒業小学校の所在地」(アカデミーへの入学時において小学生であった場合には、入学する直前まで通学していた小学校の所在地)が属する都道府県のいずれかのうち、要件を満たす都道府県から参加することができます。
詳細については、まずは所属の都道府県体育(スポーツ)協会にお問い合わせください。都道府県体育(スポーツ)協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育(スポーツ)協会を通じて日本体育協会へご確認ください。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】 我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。		
1 特例の対象となる選手 本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。		
(1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者	・ オリンピック開催当該年の場合は、前回大会を対象とする。[41]	[41] 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。
(2) 平成30年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者 ア JOCオリンピック強化指定選手 イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者 ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手 ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。	・ 冬季大会については、平成29年10月31日時点とする。 ・ (イ)及び(ウ)の詳細については、実施中央競技団体が決定する。[42]	[42] 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。
2 特例の内容		
(1) 予選会の免除 本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。	・ 都道府県大会の開催方法等（選抜方法、選考基準等）については、当該都道府県体育（スポーツ）協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。[43]	[43] 都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。
(2) 資格要件（日数要件の緩和） 本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないうこととし、以下のとおりとする。	・ 下記を所属都道府県として選択する者は、左記要件の対象とならない。 a) ふるさと b) 第1条校の所在地 c) JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例に定める小学校所在地	
ア 居住地を示す現住所 次の要件をいずれも満たすものとする。		
(ア) 平成30年4月30日以前から大会終了時（平成30年10月9日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。 なお、生活の実態については、下記要件により判断する。 a. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること b. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること c. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること d. 当該住居に主要な家財道具が存すること	・ 冬季大会については、平成29年4月30日以前から各競技会終了時までとする。	
(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。		
イ 勤務地 次の要件をいずれも満たすものとする。		
(イ) 平成30年4月30日以前から大会終了時（平成30年10月9日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。	・ 冬季大会については、平成29年4月30日以前から各競技会終了時までとする。	
(ウ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。		
3 国内移動選手の制限 本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③のとおりとする。	・ 第71回又は第72回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、第71回又は第72回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	

- Q.1 特例の対象となった選手で、海外に家を借りて、長期合宿をしている場合、住民票のあるA県から「居住地を示す現住所」を選択して出場できますか？
A.1 海外を含む、当該都道府県以外で生活実態がある場合は、本特例を使用することはできないため、「居住地を示す現住所」を選択することはできません。ただし、「ふるさと選手制度」を使用し、卒業中学校所在地または卒業高校所在地から出場することは可能です。
- Q.2 「勤務地」を所属都道府県として選択し出場したいと考えています。雇用契約上、競技活動を勤務として命じられており、本社のあるA県ではなく、練習場のあるB県において週の大半を過ごしています。（A県にはほとんど行っていません。）
この場合、所属都道府県となるのは本社のあるA県ですか、それとも練習場であるB県ですか？
A.2 ご質問の場合、競技活動をしている場所が「勤務地」とみなされるため、練習場所であるB県を所属都道府県とすることになります。詳細については、まずは所属の都道府県体育（スポーツ）協会にお問い合わせください。都道府県体育（スポーツ）協会において判断できない場合には、都道府県体育（スポーツ）協会を通じて日本体育協会へご確認ください。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】		
<p>1 特例の対象となる被災地域都道府県 震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。 なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。</p>		
<p>2 特例の内容</p>		
<p>(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくても、当該特例対象県から参加することができる。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。</p>		
<p>(ア) 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「居住（居住地を示す現住所）」、「勤務（勤務地）」、「第1条校に在籍（学校所在地）」については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。 	
<p>(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成30年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季大会については、平成29年4月30日以前とする。 ・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。[44] 	<p>[44] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。</p>
<p>(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。 なお、この場合、第71回及び第72回大会に当該特例対象県から参加しているも、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第71回大会とは、平成28年に開催された各季大会 → 冬季大会（岩手県）／本大会（岩手県） ・ 第72回大会とは、平成29年に開催された各季大会 → 冬季大会（長野県）／本大会（愛媛県） 	
<p>(ア) 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「居住（居住地を示す現住所）」、「勤務（勤務地）」、「第1条校に在籍（学校所在地）」については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。 	
<p>(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。 なお、移動が生じた時期が平成30年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。[45] ・ 冬季大会については、平成29年4月30日以降とする。 	<p>[45] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。</p>
<p>[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。</p>		

Q.1 震災後に特例対象県から、別の県に避難しましたが、国体には出場できますか？

A.1 特例対象県から出場することが可能です。

また、避難先において(2)所属都道府県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の要件を満たしている場合は、避難先を所属都道府県として出場することも可能です。

Q.2 第71回大会に特例対象県のA県から出場しており、第72回大会では避難先のB県から出場しました。この場合、第73回大会はどこの県から出場できますか？

A.2 第73回大会については、A県からもB県からも出場可能です。ただし、B県を所属都道府県として出場する場合、「(2)所属都道府県」に示す要件を満たしている必要があります。

第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（平成29年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
<p>2 特例の内容</p> <p>(2)避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第73回大会に参加した者が、第74回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 <例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合 ○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合 ○ 他の都道府県に避難先を移す場合</p> <p>(3)避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和 避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。 ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地 ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地 なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。 【特例の対象者】 平成23～24年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。</p>	<p>・ 左記要件以外については、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。</p>	

- Q.1 平成23年3月11日時点では、特例対象県のA県の中学校に在籍(1年生)していましたが、その後、B県へ避難しB県の中学校を平成25年3月に卒業しました。その後、C県の高校へ進学し、平成28年3月に卒業しました。C県の高校を卒業した場合、A県、B県、C県の3県から「ふるさと」を選択できるということでしょうか？
- A.1 はい、3県から選択することができます。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できません。

第 73 回国民体育大会（福井県）実施要項総則（抜粋）

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 73 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に 1 年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学 3 年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第 71 回又は第 72 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 71 回又は第 72 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）
[注] 別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

- b 結婚又は離婚に係る者
 - c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
[注]aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
 - d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
 - e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）
- エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。
- カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
 - (イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
 - (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。
- ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。
- (2) 所属都道府県
- 所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。
- ア 成年種別
- (ア) 居住地を示す現住所
 - (イ) 勤務地
 - (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）
[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- イ 少年種別
- (ア) 居住地を示す現住所
 - (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
 - (ウ) 勤務地
 - (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地
- ※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成30年4月30日以前から本大会終了時（平成30年10月9日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。
- [成年種別]
- a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
 - b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適

用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者

b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成12年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成12年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成30年4月1日を基準とする。

イ 日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

(5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

(6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

(7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③）（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

- (1) 対象者
 - ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
 - イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者
- (2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県
 - (1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者
- (2) 平成30年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成30年4月30日以前から大会終了時（平成30年10月9日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県

以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成 30 年 4 月 30 日以前から大会終了時（平成 30 年 10 月 9 日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記 5 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 の 6 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 30 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選

手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 71 回及び第 72 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- (イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 30 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 73 回大会に参加した者が、第 74 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地
- ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

公益財団法人日本体育協会

1. 「居住地を示す現住所」における「日常生活」について

「日常生活」の認定については、次により判断する。

(1) 原則として、当該大会開催年4月30日以前から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の4月30日以前から10月31日）まで（以下「対象期間」という。）の総日数の半数を超えて、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があること。

ただし、次に定める各日数は対象期間の総日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{*1}
 - ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{*2}
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、以下のような諸事情を総合的に勘案して、住民票記載の住所において、対象期間の半数を超えて生活していることと同等の生活実態があると本会が判断した場合、「日常生活」と認める。

- ① 自ら所有する住居が存し、又は自らの名義で住居を賃借していること
- ② 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- ③ 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- ④ 当該住居に主要な家財道具が存すること

2. 「勤務地」における「主たる勤務実態」について

「主たる勤務実態」の認定については、次により判断する。

(1) 原則として、対象期間中の総日数から、対象期間中1週当たり労働義務のない日とみなす2日及び対象期間中の国民の祝日に関する法律による休日を控除し、残った日数（以下「総労働日数」という。）の半数を超えて、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務している実態があること。

ただし、次に定める各日数は、総労働日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{*1}
 - ② 中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数^{*2}
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、現実に通勤し、勤務している会社や事業所等の存する都道府県内において、「日常生活」が認められ、かつ、以下の①、②のいずれも満たす日数について現実に通勤し、勤務している実態があること。

- ① 対象期間の総労働日数から上記(1)①②を控除した日数のうち、4分の1を超えた日数
- ② 夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日を対象期間の総労働日数から控除し、残った日数の半数を超えた日数（ただし、夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日として控除する日数は、勤務形態等を勘案し、合理的な範囲の日数^{*3}に限る。）

※1 「各種競技大会に参加していた日数」について

「各種競技大会」とは、IFまたはNFが主催、主管、または認定する公式・公認大会をいう。

なお、各種競技大会に参加するために係る移動日数については、当該大会の前後1日ずつ（計2日）を上限として、「各種競技大会に参加していた日数」として控除日数の対象と認める。

ただし、当該活動により海外へ移動する場合については、別途公益財団法人日本体育協会が合理的な範囲で移動日数を加算して認めることがある。

【例示：控除となる移動日について】

以下、図示した内容のうち、網掛け箇所が控除対象日

	← 所属都道府県外 →							
所属 都道府県	移動日	大会 前々日	大会 前日	大会期間	大会 翌日	大会 翌々日	移動日	所属 都道府県

※ 大会に参加するための移動に係る前後1日（計2日）を控除対象として認める。

	← 所属都道府県外 →							
所属 都道府県	移動日	練習等	大会期間 (A大会)	移動日	大会期間 (B大会)	練習等	移動日	所属 都道府県

※ 所属都道府県を起点として、所属都道府県外への発着に伴う移動日数のみを控除対象として認める。

※2 「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数」について

「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動」とは、NFが招集し実施する日本代表選手（候補を含む）としての活動をいい、日本代表合宿・遠征・大会参加や、メディカルチェック、イベントへの参加も含む。

なお、中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加するために係る移動日数については、上記※1と同様の範囲で控除日数の対象と認める。

※3 「合理的な範囲の日数」について

「合理的な範囲」の認定については、個別の事情を勘案し、公益財団法人日本体育協会国民体育大会委員会で審議する。該当する事例が発生した場合には、所属の都道府県体育協会を通じて、公益財団法人日本体育協会へ確認すること。

【Q&A事例】

Q.1 住居を複数有している場合はどうなるか？

A.1 過半を超える住居は1つになるはずです。

なお、競技会参加や日本代表の合宿等の日数を控除しても、対象期間の過半を超えない場合は、必ず公益財団法人日本体育協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

Q.2 勤務実態において、アルバイトは認められるのか？

A.2 「勤務地」の要件を満たす際の前提としては、フルタイム（週40時間程度勤務）の職業を意図しております。しかし、近年における雇用形態の多様化（派遣会社員、非常勤講師、業務内容が競技活動を行うこと、等）もあるため、前述の条件と同等と考えられる雇用・勤務形態の場合は、公益財団法人日本体育協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、学生の短時間・期間のアルバイト等は勤務として認められません。

Q.3 「各種競技大会」あるいは「中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動」には、任意に行われる競技会や地域（都道府県）レベルの交流試合・合宿・遠征等は含まれるのか？

A.3 IFやNFと関連のない大会や活動は含まれません。また、同様に、選手の所属企業・団体等からの業務命令による出張・遠征等も認められません。

この控除の趣旨は、選手の意思とは別にNFからの指示によって、半強制・義務的に都道府県外で活動することはやむをえず、なおかつ、控除対象として明確に定義・区分することができるとの理由からです。ご質問の内容は、この趣旨に含まれておりません。

<附則>

平成23年2月24日 制定

平成23年4月 1日 一部改訂

平成23年6月23日 一部改訂

平成26年3月13日 一部改訂

第 73 回国民体育大会（平成 30 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
（平成 29 年 8 月 25 日版）

● 第 73 回国民体育大会実施要項総則

第 5 項 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 71 回又は第 72 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 71 回又は第 72 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」…不参加

「×」…第 71 回又は第 72 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 71 回大会 平成 28 年	第 72 回大会 平成 29 年	第 73 回大会 平成 30 年	第 74 回大会 平成 31 年	第 75 回大会 平成 32 年
A 選手	岩手県 (居住地)	×	×	福井県 (勤務地)	福井県 (勤務地)

【 事例 1 : 新卒業者 】

	第 71 回大会 平成 28 年度	第 72 回大会 平成 29 年度	第 73 回大会 平成 30 年度	第 74 回大会 平成 31 年度	第 75 回大会 平成 32 年度
B 選手	岩手県 (居住地) 〔大学 3 年〕	岩手県 (居住地) 〔大学 4 年〕 H30.3 月卒業	福井県 (居住地) (福井県へ転居) 「新卒業者」適用	福井県 (居住地)	福井県 (居住地)
C 選手	岩手県 (居住地) 〔大学 4 年〕 H29.3 月卒業	福井県 (居住地) (福井県へ転居) 「新卒業者」適用	— 〔福井県に居住〕	福井県 (居住地)	福井県 (居住地)
D 選手	岩手県 (居住地) 〔大学 4 年〕 H29.3 月卒業	— (福井県へ転居)	福井県 (居住地) 「新卒業者」適用	福井県 (居住地)	福井県 (居住地)
E 選手	岩手県 (居住地) 〔大学 4 年〕 H29.3 月卒業	愛媛県 (居住地) (愛媛県へ転居) 「新卒業者」適用	× (福井県へ転居)	×	福井県 (居住地)
F 選手	岩手県 (居住地) 〔大学 3 年〕	— 〔大学 4 年〕 H30.3 月卒業	福井県 (居住地) (福井県へ転居) 「新卒業者」適用	福井県 (居住地)	福井県 (居住地)

対象者 :

第 73 回本大会〔平成 30 年（平成 30 年度）〕:

参加状況		卒業年度
第 71 回	第 72 回	
参加	参加	平成 29 年度（H30.3 月）以降に卒業した者
不参加	参加	
参加	不参加	平成 28 年度（H29.3 月）以降に卒業した者
参加	不参加	

※D選手の事例 :

D選手は、第 71 回大会に参加し、大学卒業後の第 72 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 73 回大会においては、当該特例が適用され、第 71 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E選手の事例 :

E選手は、第 72 回大会において、「新卒業者」の特例が適用されて第 71 回大会と異なる都道府県から参加したため、第 73 回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 72 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 71 回大会 平成 28 年	第 72 回大会 平成 29 年	第 73 回大会 平成 30 年	第 74 回大会 平成 31 年	第 75 回大会 平成 32 年
G選手	岩手県 (居住地)	岩手県 (居住地) 大会後結婚 (福井県へ転居)	福井県 (居住地) 「結婚」適用	福井県 (居住地)	福井県 (居住地)
H選手	岩手県 (居住地)	— 大会後結婚 (福井県へ転居)	福井県 (居住地) 「結婚」適用	福井県 (居住地)	福井県 (居住地)
I選手	岩手県 (居住地) 大会後離婚 (福井県へ転居)	福井県 (居住地) 「離婚」適用	— 〔福井県に居住〕	福井県 (居住地)	福井県 (居住地)
J選手	岩手県 (居住地) 大会後結婚 (愛媛県へ転居)	愛媛県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (福井県へ転居)	福井県 (居住地) 「離婚」適用	福井県 (居住地)	福井県 (居住地)
K選手	岩手県 (居住地) 大会後結婚 (福井県へ転居)	— 〔福井県に居住〕	福井県 (居住地) 「結婚」適用	福井県 (居住地)	福井県 (居住地)
L選手	岩手県 (居住地) 大会後結婚 (愛媛県へ転居)	愛媛県 (居住地) 「結婚」適用	× (福井県へ転居)	×	福井県 (居住地)

対象者：

第 73 回本大会[平成 30 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 71 回	第 72 回	
参加	参加	平成 29 年 5 月 1 日以降、平成 30 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者
不参加		
参加	不参加	平成 28 年 5 月 1 日以降、平成 30 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

※K選手の事例：

K選手は、第 71 回大会に参加し、結婚後の第 72 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 73 回大会においては、当該特例が適用され、第 71 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※L選手の事例：

L選手は、第 72 回大会において、「結婚又は離婚に係る者」の特例が適用されて第 71 回大会と異なる都道府県から参加したため、第 73 回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 72 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例3：一家転住等に係る者】

	第71回大会 〔高校1年生〕	第72回大会 〔高校2年生〕	第73回大会 〔高校3年生〕	第74回大会
M選手	岩手県 (学校所在地)	— 大会後一家転住 (福井県へ転居)	福井県 (学校所在地) 「一家転住」適用 H31.3月卒業	福井県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
N選手	岩手県 (学校所在地)	岩手県 (学校所在地) 大会後一家転住 (福井県へ転居)	福井県 (学校所在地) 「一家転住」適用 H31.3月卒業	茨城県 (居住地) (茨城県へ転居) 「新卒業者」適用
O選手	岩手県 (学校所在地) 大会後一家転住 (福井県へ転居)	—	福井県 (居住地) 「一家転住」適用 H31.3月卒業	福井県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
P選手	岩手県 (学校所在地) 大会後一家転住 (愛媛県へ転居) (香川県の 高校へ転校)	香川県 (学校所在地) 「一家転住」適用	香川県 (学校所在地) H31.3月卒業	茨城県 (居住地) (茨城県へ転居) 「新卒業者」適用

対象者：

第73回本大会〔平成30年〕：

参加状況		手続き完了期間
第71回	第72回	
参加 不参加	参加	第72回大会終了後（平成29年10月以降）、第73回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者
参加	不参加	第71回大会終了後（平成28年10月以降）、第73回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※O選手の事例：

O選手は、第71回大会に参加し、第72回大会は不参加だったが、第73回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第73回大会においては、当該特例が適用され、第71回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※P選手の事例：

P選手は、第72回大会において、「一家転住等に係る者」の特例が適用されて第71回大会と異なる都道府県から参加した際に、「学校所在地」（「居住地」と異なる都道府県）を選択したため、「学校所在地」と異なる都道府県（「居住地」等）から参加することができるのは、「新卒業者」の特例が適用される第74回大会以降となる。

【事例 3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先(転居元) ② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第71回大会 平成28年	第72回大会 平成29年	第73回大会 平成30年	第74回大会 平成31年	第75回大会 平成32年	第76回大会 平成33年
Q選手	岩手県 (勤務地)	岩手県 (勤務地)	福井県 ふるさと	福井県 ふるさと	鹿児島県 (居住地)	鹿児島県 (居住地)
R選手	岩手県 (勤務地)	岩手県 (勤務地)	福井県 ふるさと	福井県 ふるさと	福井県 ふるさと	福井県 ふるさと
S選手	山梨県 (居住地)	福井県 ふるさと (1回目①)	福井県 ふるさと (1回目②)	東京都 (勤務地)	福井県 ふるさと (2回目①)	福井県 ふるさと (2回目②)
T選手	山梨県 (居住地)	福井県 ふるさと (1回目①)	福井県 ふるさと (1回目②)	—	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
U選手	山梨県 (居住地)	福井県 ふるさと (1回目①) H30.3月卒業	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	福井県 ふるさと (2回目①)
V選手	福井県 ふるさと (1回目①)	—	福井県 ふるさと (1回目②)	福井県 ふるさと (1回目③)	福井県 ふるさと (1回目④)	東京都 (勤務地)
W選手	福井県 ふるさと (1回目①)	—	福井県 ふるさと (1回目②)	—	福井県 ふるさと (1回目③)	東京都 (勤務地)
X選手	福井県 ふるさと (1回目①)	—	—	福井県 ふるさと (2回目①)	福井県 ふるさと (2回目②)	東京都 (勤務地)
Y選手	福井県 ふるさと (1回目①)	—	—	福井県 ふるさと (2回目①)	—	福井県 ふるさと (2回目②)

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ U選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第72回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※ V～Y選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、2年目の活用時(事例では第72回大会)に不参加となった場合、その次回大会(事例では第73回大会)に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる(V選手、W選手)。ただし、第73

回大会では「ふるさと」のみ選択可能で、「居住地を示す現住所」、「勤務地」を選択することはできない。

また、1回のふるさと選手制度活用の際に、連続して2大会以上不参加となった場合、1回の活用は終了となる(X選手、Y選手)。

【事例4 補足：1大会以上の間隔において開催される競技会での「ふるさと選手制度」活用の考え方について】

考え方

- ・ 当該競技会が1大会以上の間隔において開催される場合(毎年連続して開催されない場合)、前回開催された大会で「ふるさと選手制度」を活用し、その次に開催される大会でも再び活用する場合、連続した同一回の活用としてカウントする。

事例

- ・ 銃剣道競技は、第70回大会以降、隔年実施競技となっており、開催されない大会がある。

	第70回	第71回	第72回	第73回	第74回	第75回	第76回	第77回
	実施	—	実施	—	—	実施	—	実施
①	A県 ふるさと (1回目①)		A県 ふるさと (1回目②)			A県 ふるさと (1回目③)		A県 ふるさと (1回目④)
②	A県 ふるさと (1回目①)		—			A県 ふるさと (1回目②)		A県 ふるさと (1回目③)

【事例5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	第71回大会 〔中学3年生〕	第72回大会 〔高校1年生〕	第73回大会 〔高校2年生〕	第74回大会 〔高校3年生〕
Z選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	福井県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	福井県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	福井県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
a選手	山梨県 (居住地) H29.3月卒業	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	福井県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	福井県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
b選手	岩手県 (学校所在地) H29.3月卒業	福井県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕
c選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校)	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	福井県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の大会参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より2大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ c選手の事例：

c選手は、第72回大会(高校1年生時)及び第73回大会(高校2年生時)は不参加であることから、前回大会出場から2大会の間を置いたこととなるため、第74回大会(高校3年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例5補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	第71回大会 〔中学3年生〕	第72回大会 〔高校1年生〕	第73回大会 〔高校2年生〕	第74回大会 〔高校3年生〕
d選手	福井県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 H29.3月卒業	東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ d選手の事例：

d選手は、第71回大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である福井県より参加。

第72回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、福井県以外の都道府県から参加することはできない。福井県以外の都道府県（東京都）から参加するためには、c選手の事例のように、2大会の間を置く必要がある。

第73回国民体育大会冬季大会における
予選会免除対象大会一覧

平成29年8月25日

◆ 各中央競技団体が指定し、派遣する世界選手権大会等の国際大会

競技名	大会名
スキー	第23回オリンピック冬季競技大会(韓国・平昌) (アルペン・クロスカントリー・ジャンプ・ノルディックコンバインド)
	ジュニア世界選手権大会 (アルペン・クロスカントリー・ジャンプ・ノルディックコンバインド)
	ワールドカップ・コンチネンタルカップ (アルペン・クロスカントリー・ジャンプ・ノルディックコンバインド)
アイスホッケー	世界U-20選手権大会 ディビジョンⅡ A

第 73 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（山梨県）
実施要項の変更について

【実施要項 ※一部抜粋】

現 行	13 大会参加負担金		
	(1) 大会に選手団（視察団を除く）を派遣する都道府県体育（スポーツ）協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。		
		区 分	参加負担金
		少年の種別に参加する選手	未定
		上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	未定
修 正 後	13 大会参加負担金		
	(1) 大会に選手団（視察団を除く）を派遣する都道府県体育（スポーツ）協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。		
		区 分	参加負担金
		少年の種別に参加する選手	2,000 円
		上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000 円

第 73 回国民体育大会冬季大会スケート競技会
中央競技役員数及び同所要経費基準

1 中央競技役員数

競 技 区 分	人 数
スケート競技会	4 4

2 所要経費支給基準

(1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員の住居地最寄駅から、会場地最寄駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。

イ 急行・特急料金及び航空運賃は、山梨県職員旅費条例の例による。

(2) 宿泊費及び諸費

区 分	支 給 額
宿 泊 費 (1泊2食)	第 73 回国民体育大会冬季大会スケート競技会宿泊要項に定める料金 × 宿泊日数 (競技役員業務従事日数 + 1 日)
諸 費	2,200 円 × (宿泊日数 + 1 日)

(注) 1 支給期間は、競技日数に 1 日を加えた日数を上限とする。

2 開始式日は、競技日数に含める。

3 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

**第 73 回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会
実施要項の変更について**

【競技別実施要項】※一部抜粋

現 行	<p>大会参加負担金</p> <p>(1) 大会に選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">参加負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少年の種別に参加する選手</td> <td style="text-align: center;">未定</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)</td> <td style="text-align: center;">未定</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	参加負担金	少年の種別に参加する選手	未定	上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	未定
区 分	参加負担金						
少年の種別に参加する選手	未定						
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	未定						
修 正 後	<p>大会参加負担金</p> <p>(1) 大会に選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">参加負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少年の種別に参加する選手</td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)</td> <td style="text-align: center;">4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	参加負担金	少年の種別に参加する選手	2,000 円	上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	4,000 円
区 分	参加負担金						
少年の種別に参加する選手	2,000 円						
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	4,000 円						



第 73 回国民体育大会冬季大会

スキー競技会

実施要項

(一部抜粋)

第 73 回国民体育大会冬季大会スキー競技会

にいがた妙高はね馬国体

銀世界 跳ねて 駆けて かがやいて



公益財団法人日本体育協会
文 部 科 学 省
新 潟 県
公益財団法人全日本スキー連盟
妙 高 市

1 競技会日程と会場一覧表

1 スキー競技会

会場地	式典・競技	日 程				会 場	所 在 地
		平成 30 年 2 月					
		25 (日)	26 (月)	27 (火)	28 (水)		
妙高市	開 始 式	午後 ◎				妙高市文化 ホール	妙高市上町 9-2
	表 彰 式				午後 ◎		
	ジャイアントスラローム		○	○	○	赤倉観光リゾート スキー場	妙高市田切
	スぺシャルジャンプ	◇	○			妙高高原 赤倉ジャンツェ	妙高市関山字 妙高山国有林 赤倉温泉 スキー場内
	コンバイント	ジャンプ	◇	◆	○		
		クロスカントリー			○		赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
クロスカントリー		○	○	○			

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習日 ◆予備飛躍

2 全国会議

会 議 名	日 時	会 場	所 在 地
全国代表者会議	平成 30 年 2 月 24 日 (土) 13:00	赤倉ホテル	妙高市赤倉 486
全国報道員会議	平成 30 年 2 月 24 日 (土) 16:00		

3 監督会議

会 議 名	日 時	会 場	所 在 地
ジャイアントスラローム	平成 30 年 2 月 24 日 (土) 14:30	赤倉体育センター	妙高市二俣 1516 番地
スぺシャルジャンプ コンバイント	平成 30 年 2 月 24 日 (土) 14:30		
クロスカントリー	平成 30 年 2 月 24 日 (土) 14:30		

2 スキー競技実施要項

1 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会「にいがた妙高はね馬国体」は、「銀世界 跳ねて 駆けて かがやいて」をキャッチコピーに、青少年が一流の競技を観戦し、大きな世界に羽ばたいて行くような機会となるとともに、新潟の食やおもてなしなど新潟県の魅力を全国に発信する大会として開催する。

2 実施種目 正式競技：ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンバインド、クロスカントリー

3 期 間 平成30年2月25日（日）～2月28日（水）（4日間）

4 開催地 新潟県妙高市

5 日程及び会場

期 日	時間	会議・式典・競技	会 場
2月24日（土）	13:00	全国代表者会議	赤倉ホテル
	14:30	監督会議 ジャイアントスラローム スペシャルジャンプ・コンバインド クロスカントリー	赤倉体育センター 赤倉体育センター 赤倉体育センター
	16:00	全国報道員会議	赤倉ホテル
第1日目 2月25日（日）	8:00	(スペシャルジャンプ 公式練習) (HS=100m) (コンバインドジャンプ 公式練習) (HS=100m)	妙高高原赤倉シャンツェ 妙高高原赤倉シャンツェ
	15:00	開始式	妙高市文化ホール
第2日目 2月26日（月）	8:00	スペシャルジャンプ (HS=100m) 少年男子、成年男子B、成年男子A (コンバインドジャンプ 予備飛躍) (HS=100m)	妙高高原赤倉シャンツェ 妙高高原赤倉シャンツェ
	9:30	ジャイアントスラローム 成年男子A、成年女子A、成年男子B	赤倉観光リゾートスキー場
	10:00	クロスカントリー (クラシカル) 少年男子、成年男子A、成年男子B	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
第3日目 2月27日（火）	8:00	コンバインドジャンプ (HS=100m) 少年男子、成年男子B、成年男子A	妙高高原赤倉シャンツェ
	9:30	ジャイアントスラローム 成年男子C、成年女子B、少年女子	赤倉観光リゾートスキー場
	10:00	クロスカントリー (クラシカル) 成年男子C、少年女子、成年女子A、成年女子B	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
	14:00	コンバインドクロスカントリー (フリー) 成年男子B、少年男子、成年男子A	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース

第4日目 2月28日(水)	9:30	ジャイアントスラローム 少年男子	赤倉観光リゾートスキー場
	9:00	リレー(フリー) 女子	赤倉観光リゾート
	11:00	リレー(フリー) 少年男子	クロスカントリーコース
	11:10	リレー(フリー) 成年男子	
	16:00	表彰式	妙高市文化ホール

6 種目・種別(部)及び参加人数

各都道府県は、監督3名・選手72名(成年40名以内、少年32名以内)計75名以内で編成し、種目・種別(部)・参加者数の上限は下表のとおりとする。

ただし、参加者の合計が1,660名を超える場合は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「全日本スキー連盟」という。)で制限する。

なお、補欠は認めない。

種目	種別(部)	成年男子			少年男子	成年女子		少年女子
		A	B	C		A	B	
ジャイアントスラローム		3	3	3	6	3	2	4
クロスカントリー		3	3	3	6	3	2	4
スペシャルジャンプ		3	3		6			
コンバインド		3	3		6			
リレー		6名(4×10kmF)			同左	6名(4×5kmF)		

注1) クロスカントリー競技(クラシカル)の距離は、成年男子A・B及び少年男子は10km、成年男子C・成年女子A・B及び少年女子は5kmとする。

2) コンバインド競技クロスカントリー(フリー)の距離は、成年男子A及び少年男子は10km、成年男子Bは5kmとする。

3) リレー競技(フリー)は6名(走者4名)以内をエントリーできる。ただし、女子は走者4名うち2名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。

4) リレー競技へのエントリー者は、各種別(部)のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

7 競技上の規定及び競技方法

(1) 都道府県対抗とする。

(2) 競技方法は、全日本スキー連盟競技規則最新版及び全日本スキー連盟が定めた国体競技の特別規則による。

8 抽選

抽選は、予備抽選(都道府県抽選)を平成29年11月[第1回組織委員会時]に、本抽選(スタート抽選)を平成30年2月7日(水)[第2回組織委員会時]に行う。

9 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用特例」(TUE)の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持し

なければならない。選手が未成年者（20歳未満）の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

10 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「13 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【平成30年1月31日(水)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有す場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第71回又は第72回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第71回又は第72回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することは

できない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会に参加し、これに通過したものであること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく公認スキーコーチ、公認スキー上級コーチ、公認スキー教師、公認スキー上級教師、公認スキー指導員又は公認スキー上級指導員のいずれかの資格を有する者であること。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成29年4月30日以前から各競技会終了時(平成30年2月28日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

(ア) A（18歳以上26歳未満）

平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

(イ) B（26歳以上34歳未満）

昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

(ウ) C（34歳以上）

昭和58年4月1日以前に生まれた者

ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子Aは27歳未満(平成2年4月2日以降に生まれた者)、成年男子Bは27歳以上(平成2年4月1日以前に生まれた者)とする。

イ 成年女子

(ア) A（18歳以上24歳未満）

平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

(イ) B（24歳以上）

平成5年4月1日以前に生まれた者

- ウ 少年男子及び少年女子
平成 11 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び全日本スキー連盟並びに組織委員会
が調査・審議の上、日本体育協会がその可否を決定する。

別記 1 【国民体育大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項〔国民体育大会開催基準要項
第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点
とした都道府県から参加することができる。
 - ア 居住地を示す現住所
 - イ 勤務地
 - ウ ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミー
に係る選手の参加資格の特例措置」の第 3 項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日
本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登
録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内
移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる
回数は 2 回までとする。
- 7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加
申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記 2 【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第
3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例をうけることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記 2 (1) の場合は転居元、下記 2 (2) の場合は転居
先が属する都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）及び都
道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記 2 (1) の場合は転居先、下
記 2 (2) の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を
報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加すること
ができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、日本体育協会の定める規定に基づき、平成29年10月31日現在の全日本スキー連盟強化指定選手とする。

[注] 強化指定対象ランクについては、ジュニア強化指定選手は対象としない。ただし、全年齢域のカテゴリーに少年種別年齢域の選手が入っている場合は対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手が日本代表選手としての活動のため都道府県予選に参加できない場合は、都道府県予選会を経ずに国民体育大会に参加できるものとする。

なお、予選会の免除措置を受けるためには、全日本スキー連盟が定める「国民体育大会スキー競技会参加資格等細則」第5項に基づき、都道府県予選会にエントリーしなければならない。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成29年4月30日以前から各競技会終了時(平成30年2月28日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を貸借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に必要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成29年4月30日以前から各競技会終了時(平成30年2月28日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-(3)（国内移動選手の制限）の通りとする。

別記4 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 29 年 4 月 30 日以前から、各競技会終了時（平成 30 年 2 月 28 日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 71 回及び第 72 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 29 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 73 回大会に参加した者が、第 74 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年

種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者。

11 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に1位から8位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を次位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子		各種目（リレーを含む）ともに1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。 ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位2位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位8名までとする。
成年女子	成年女子	
少年男子	少年女子	
少年女子		

(2) 参加得点

大会に参加した都道府県に参加得点10点を与える。

(3) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と全日本スキー連盟及び組織委員会が協議して決めるが、原則として、終了した種目の得点合計によるものとする。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、全日本スキー連盟が行う。

ウ 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

12 表彰

- (1) 男女総合成績（天皇杯）第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各種別及び各種目の第1位から第8位までの選手に賞状を授与する。ただし、リレーの場合は、各都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを各都道府県用に1枚、更に同様のものを出場者の全員に授与する。

13 参加申込方法

- (1) 都道府県体育協会会長と、都道府県スキー連盟会長は、連署の上、都道府県大会等において、選抜された者を第73回国民体育大会会長宛に申し込むものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込の締切は、平成30年1月31日（水）午後5時とする。
- (4) 参加申込様式は、日本体育協会が全日本スキー連盟と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項16ページ）にて届け出なければならない。

ア 全日本スキー連盟

イ にいがた妙高はね馬国体実行委員会（以下「県実行委員会」という。）

[注] 届出は、平成30年2月23日（金）に開催される第3回組織委員会までとし、交代の可否は全国代表者会議で決定する。

なお、日本体育協会に対しては、上記の文書による届け出の後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

(6) プログラム編成は、平成 30 年 2 月 7 日（水）に県実行委員会で行う。

14 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式（本項 16 ページ）を用いるものとする。

15 大会参加負担金

(1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育協会は、1 人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。（視察員を除く）

区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000 円

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成 30 年 1 月 31 日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

16 宿泊申込

大会参加者は、県実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

17 参加選手団体本部役員編成

参加選手団体本部役員は、次のとおりとする。

(1) 1 都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本体育協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本体育協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 参加選手団体本部役員の 1 日あたりに編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 参加選手団体本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第 13 項に定める方法により行う。

18 視察員

(1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、平成 31 年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県については、20 名以内とする。

(2) 視察員の申込は、参加選手団の申込と同時に、第 13 項に定める方法により行う。

(3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

19 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

20 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

21 個人情報及び肖像権に係る取り扱い

日本体育協会、県実行委員会、第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会妙高市実行委員会及び全日本スキー連盟（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集さ

れ、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

22 都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び全日本スキー連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本体育協会及び全日本スキー連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県スキー連盟は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・先行基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

- (3) 参加者は、都道府県大会実施要項に基づき申し込むこと。

なお、参加は1人1競技に限る。

- (4) 都道府県大会の参加申込様式は、当該都道府県スキー連盟において作成する。

- (5) 参加料を徴収する場合の金額は、当該都道府県スキー連盟が全日本スキー連盟と協議の上、定める。

23 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本体育協会へ納入する。

- (3) 納入期限及び納入先については、別途日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

24 リフト搭乗取扱い

- (1) 次の者はリフト料金（ゴンドラを含む）を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。

ア 指定されたIDカードを着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部役員、補助員、協力隊員、都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン

イ 選手（当日出場の選手に限る。）

ウ 大会期間（2月25日（日）～28日（水））における指定されたIDカードを着用した監督

- (2) 割引対象となる者は、参加都道府県の選手及び監督又はコーチとし、その割引対象となる期間は別表のとおりとする。

- (3) 割引リフト搭乗券を購入する場合は、第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会妙高市実行委員会が発行する証明書を提示の上、現金で指定の販売所にて購入するものとする。

- (4) リフト料金の無料又は割引の適用範囲は次の各スキー場の指定されたリフトとする。

ア 赤倉観光リゾートスキー場

- イ 赤倉温泉スキー場
- ウ 池の平温泉スキー場
- エ 妙高杉ノ原スキー場

(5) その他リフト利用上必要となる事項については、別に定める。

25 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんに関わらず大会への参加を認めないものとする。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

(別表) リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格

○ジャイアントスラローム (各スキー場の指定リフト・ゴンドラ)

対 象 者	平成 30 年 2 月							
	21 日 (水)	22 日 (木)	23 日 (金)	24 日 (土)	25 日 (日)	26 日 (月)	27 日 (火)	28 日 (水)
大会役員・競技会役員・ 競技役員・実施本部員・ 各都道府県本部役員・ 視察員・補助員・ サービスマン・ 協力隊員・報道関係者	無料							
選 手	割引	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料
						割引	割引	割引
監 督	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料	無料
コーチ	割引							

(注) 選手欄の無料対象 (26 日から 28 日) は当日出場する者に限る。

種別ごとのリフト割引価格

1 日 券	選手・監督・コーチ	3,400 円
半日 券	選手・監督・コーチ	1,700 円

○スペシャルジャンプ、コンバインドジャンプ (赤倉温泉スキー場ヨーデル第1リフト)

対 象 者	平成 30 年 2 月						
	21 日 (水)	22 日 (木)	23 日 (金)	24 日 (土)	25 日 (日)	26 日 (月)	27 日 (火)
大会役員・競技会役員・ 競技役員・実施本部員・ 各都道府県本部役員・ 視察員・補助員・ サービスマン・ 協力隊員・報道関係者	無料						
選 手	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料
					割引	割引	割引
監 督	割引	割引	割引	無料	無料	無料	無料
コーチ	割引						

(注) 選手欄の無料対象 (25 日から 27 日) は当日出場する者に限る。

種別ごとのリフト割引価格

往復券	選手・監督・コーチ	500 円
-----	-----------	-------

第 73 回国民体育大会冬季大会スキー競技会
参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○

※手続きにあたっては、次のページの留意事項を参照すること。

1 参加申込選手

競技名		種別		部・種目別	
参加申込選手					

2 交代（変更）・棄権の理由

--

3 交代（変更）※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	年 月 日生（ 歳）	
氏名					
所属区分※1		所属の所在地※2			
プログラム記載用所属					
第71回大会 参加都道府県		第72回大会 参加都道府県		例外適用 ※3	
全日本スキー連盟 競技者登録の有無	有 ・ 無	有の場合 登録番号等			
その他の必要事項					
※監督の交代（変更）の場合は公認スポーツ指導者登録番号					

※1 第73回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと

少年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
ウ 勤務地

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回（第73回大会）と第72回大会（不出場の場合は第71回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。 [1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年）
4. 一家転住（少年） 5. 東日本大震災に係る特例]

平成 年 月 日

公益財団法人全日本スキー連盟会長 様
 にいがた妙高はね馬国体実行委員会会長 様

 体育（スポーツ）協会

 会長（代表者） 印

 協会・連盟

 会長（代表者） 印

第 73 回国民体育大会冬季大会スキー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合は、次の手続を行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）の判断による。

- (1) スキー競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、所定の提出期限までに、全日本スキー連盟及びにいがた妙高はね馬国体実行委員会（以下「県実行委員会」という。）事務局宛に提出すること。
- (2) 全日本スキー連盟提出用には、同連盟に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。また、県実行委員会にも写しを送付すること。
- (3) 交代（変更）提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者※1 と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続をとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、スキー競技会責任者※2宛に指定のFAX番号へFAXにて提出すること。
なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 全日本スキー連盟への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3 大会終了時の手続

大会終了後、都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）並びに全日本スキー連盟は次の手続を行うこと。

- (1) 都道府県体育協会は、大会終了時に通知される日本体育協会の案内に従い、交代（変更）手続後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、次のものを日本体育協会に提出すること。
 - ア 全日本スキー連盟は、棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧
 - ※1 「都道府県選手団連絡責任者」は日本体育協会が大会開催前に各都道府県体育協会に対し照会を行い、取りまとめの上、全日本スキー連盟に通知する。
 - ※2 「競技会責任者」及び「指定FAX番号」は、日本体育協会が大会開催前に全日本スキー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育協会に通知する。

第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会（新潟県）実施要項の変更について

*一部抜粋

現行							修正後										
1 競技会日程と会場一覧表 1 スキー競技会							1 競技会日程と会場一覧表 1 スキー競技会										
会場地	式典・競技		日 程				会 場	所在地	会場地	式典・競技		日 程				会 場	所在地
			平成30年2月									平成30年2月					
			25 (日)	26 (月)	27 (火)	28 (水)						25 (日)	26 (月)	27 (火)	28 (水)		
妙高市	開 始 式		◎				妙高市文化 ホール	妙高市上町 9-2	開 始 式		◎				妙高市文化 ホール	妙高市上町 9-2	
	表 彰 式					◎			表 彰 式					◎			
	ジャイアントスラローム			○	○	○	赤倉観光リゾート スキー場	妙高市田切	ジャイアントスラローム			○	○	○	赤倉観光リゾート スキー場	妙高市田切	
	スペシャルジャンプ		◇	○					妙高高原 赤倉ジャンプ	妙高市関山字 妙高山国有林 赤倉温泉 スキー場内	スペシャルジャンプ		◇	○			
	コンパ イント	ジャンプ		◇	○		赤倉観光リゾート クロスカントリーコース	妙高市関川			コンパ イント	ジャンプ	◇	◆	○		赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
		クロスカントリー			○				クロスカントリー				○				
クロスカントリー			○	○	○			クロスカントリー			○	○	○				
(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習							(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習 ◆予備飛躍										

*一部抜粋

現行

2 スキー競技実施要項

5 日程及び会場

期 日	時間	会議・式典・競技	会 場
2月24日(土)	13:00	全国代表者会議	赤倉ホテル
	14:30	監督会議 ジャイアントスラローム スペシャルジャンプ・コンパインド クロスカントリー	赤倉体育センター 赤倉体育センター 赤倉体育センター
	16:00	全国報道員会議	赤倉ホテル
	第1日目 2月25日(日)	7:30 (スペシャルジャンプ公式練習)(HS=100m) 15:00 開始式	妙高高原赤倉ジャンツェ 妙高市文化ホール
第2日目 2月26日(月)	7:30	スペシャルジャンプ (HS=100m) 少年男子、成年男子B、成年男子A	妙高高原赤倉ジャンツェ
	9:00	ジャイアントスラローム 成年男子A、成年女子A、成年男子B	赤倉観光リゾートスキー場
	9:30	クロスカントリー(クラシカル) 少年男子、成年男子A、成年男子B	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
	13:30	クロスカントリー(クラシカル) 成年男子C、少年女子、成年女子A、成年女子B	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
	14:00	(コンバインドジャンプ公式練習(予備飛躍))(HS=100m)	妙高高原赤倉ジャンツェ
第3日目 2月27日(火)	7:30	コンバインドジャンプ(HS=100m) 少年男子、成年男子B、成年男子A	妙高高原赤倉ジャンツェ
	9:00	ジャイアントスラローム 成年男子C、成年女子B、少年女子	赤倉観光リゾートスキー場
	10:00	リレー(フリー) 女子	赤倉観光リゾート
	14:00	コンバインドクロスカントリー(フリー) 成年男子B、少年男子、成年男子A	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
第4日目 2月28日(水)	9:00	ジャイアントスラローム 少年男子	赤倉観光リゾートスキー場
	9:00	リレー(フリー) 少年男子	赤倉観光リゾート
	11:00	リレー(フリー) 成年男子	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
	16:00	表彰式	妙高市文化ホール

修正後

2 スキー競技実施要項

5 日程及び会場

期 日	時間	会議・式典・競技	会 場
2月24日(土)	13:00	全国代表者会議	赤倉ホテル
	14:30	監督会議 ジャイアントスラローム スペシャルジャンプ・コンパインド クロスカントリー	赤倉体育センター 赤倉体育センター 赤倉体育センター
	16:00	全国報道員会議	赤倉ホテル
	第1日目 2月25日(日)	8:00 (スペシャルジャンプ公式練習)(HS=100m) 15:00 開始式	妙高高原赤倉ジャンツェ 妙高市文化ホール
第2日目 2月26日(月)	8:00	(コンパインドジャンプ予備飛躍)(HS=100m)	妙高高原赤倉ジャンツェ
	8:00	スペシャルジャンプ (HS=100m) 少年男子、成年男子B、成年男子A	妙高高原赤倉ジャンツェ
	9:30	ジャイアントスラローム 成年男子A、成年女子A、成年男子B	赤倉観光リゾートスキー場
	10:00	クロスカントリー(クラシカル) 少年男子、成年男子A、成年男子B	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
第3日目 2月27日(火)	8:00	コンバインドジャンプ(HS=100m) 少年男子、成年男子B、成年男子A	妙高高原赤倉ジャンツェ
	9:30	ジャイアントスラローム 成年男子C、成年女子B、少年女子	赤倉観光リゾートスキー場
	10:00	クロスカントリー(クラシカル) 成年男子C、少年女子、成年女子A、成年女子B	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
	14:00	コンバインドクロスカントリー(フリー) 成年男子B、少年男子、成年男子A	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
第4日目 2月28日(水)	9:30	ジャイアントスラローム 少年男子	赤倉観光リゾートスキー場
	9:00	リレー(フリー) 女子	赤倉観光リゾート
	11:00	リレー(フリー) 少年男子	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
	16:00	表彰式	妙高市文化ホール

*一部抜粋

現行	修正後																								
<p>15 大会参加負担金</p> <p>(1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。(視察員を除く)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">参加負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少年の種別に参加する選手</td> <td style="text-align: center;">未定</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者(本部役員、監督、成年種別に参加する選手等)</td> <td style="text-align: center;">未定</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	参加負担金	少年の種別に参加する選手	未定	上記以外の者(本部役員、監督、成年種別に参加する選手等)	未定	<p>15 大会参加負担金</p> <p>(1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。(視察員を除く)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">参加負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少年の種別に参加する選手</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者(本部役員、監督、成年種別に参加する選手等)</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	参加負担金	少年の種別に参加する選手	2,000円	上記以外の者(本部役員、監督、成年種別に参加する選手等)	4,000円												
区 分	参加負担金																								
少年の種別に参加する選手	未定																								
上記以外の者(本部役員、監督、成年種別に参加する選手等)	未定																								
区 分	参加負担金																								
少年の種別に参加する選手	2,000円																								
上記以外の者(本部役員、監督、成年種別に参加する選手等)	4,000円																								
<p>24 リフト搭乗取扱い</p> <p>(1) 次の者はリフト料金を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。</p> <p>ア 指定された服装(大会ユニフォーム、帽子等)を着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部役員、補助員、協力隊員</p> <p>イ 指定されたIDカードを着用した各都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン</p> <p>ウ 選手(当日出場の選手に限る。)</p> <p>エ 大会期間(2月25日(日)~28日(水))における監督</p> <p>(2) 割引対象となる者は、参加都道府県の選手及び監督又はコーチとし、その割引対象となる期間は別表のとおりとする。</p> <p>(3) 割引リフト搭乗券を購入する場合は、第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会妙高市実行委員会が発行する証明書を提示の上、現金で指定の販売所にて購入するものとする。</p> <p>(別表) リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格</p> <p>○ジャイアントスラローム(各スキー場の指定リフト・ゴンドラ)</p> <p>種別ごとのリフト割引価格</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">赤倉観光リゾートスキー場 1日券</th> <th style="text-align: center;">選手・監督・コーチ</th> <th style="text-align: center;">料金については 調整中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○スペシャルジャンプ、コンバインドジャンプ(赤倉温泉スキー場の指定リフト)</p> <p>種別ごとのリフト割引価格</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">赤倉温泉スキー場 1回券</th> <th style="text-align: center;">選手・監督・コーチ</th> <th style="text-align: center;">料金については 調整中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	赤倉観光リゾートスキー場 1日券	選手・監督・コーチ	料金については 調整中				赤倉温泉スキー場 1回券	選手・監督・コーチ	料金については 調整中				<p>24 リフト搭乗取扱い</p> <p>(1) 次の者はリフト料金(ゴンドラを含む。)を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。</p> <p>ア 指定されたIDカードを着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部役員、補助員、協力隊員、各都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン</p> <p>イ 選手(当日出場の選手に限る。)</p> <p>ウ 大会期間(2月25日(日)~28日(水))における指定されたIDカードを着用した監督</p> <p>(2) 割引対象となる者は、参加都道府県の選手及び監督又はコーチとし、その割引対象となる期間は別表のとおりとする。</p> <p>(3) 割引リフト搭乗券を購入する場合は、第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会妙高市実行委員会が発行する証明書を提示の上、現金で指定の販売所にて購入するものとする。</p> <p>(別表) リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格</p> <p>○ジャイアントスラローム(各スキー場の指定リフト・ゴンドラ)</p> <p>種別ごとのリフト割引価格</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1日券</th> <th style="text-align: center;">選手・監督・コーチ</th> <th style="text-align: center;">3,400円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">半日券</td> <td style="text-align: center;">選手・監督・コーチ</td> <td style="text-align: center;">1,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○スペシャルジャンプ、コンバインドジャンプ (赤倉温泉スキー場ヨーデル第1リフト)</p> <p>種別ごとのリフト割引価格</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">往復券</th> <th style="text-align: center;">選手・監督・コーチ</th> <th style="text-align: center;">500円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1日券	選手・監督・コーチ	3,400円	半日券	選手・監督・コーチ	1,700円	往復券	選手・監督・コーチ	500円			
赤倉観光リゾートスキー場 1日券	選手・監督・コーチ	料金については 調整中																							
赤倉温泉スキー場 1回券	選手・監督・コーチ	料金については 調整中																							
1日券	選手・監督・コーチ	3,400円																							
半日券	選手・監督・コーチ	1,700円																							
往復券	選手・監督・コーチ	500円																							

**第 73 回国民体育大会冬季大会スキー競技会
中央競技役員数及び同所要経費基準**

1 中央競技役員数

競 技 区 分	人 数
1 スキー競技会	30
計	30

2 所要経費支給基準

(1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員 of 居住地最寄駅から、会場地最寄駅間を原則とし、
経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。

イ 急行・特急料金及び航空運賃は、職員の旅費に関する条例（昭和 30 年 8
月 29 日新潟県条例第 58 号）の例による。

(2) 宿泊費及び諸費

区 分	支 給 額
宿泊費 (1泊2食)	第 73 回国民体育大会冬季大会スキー競技会宿泊要項に定め る料金×宿泊日数 (競技役員業務従事日数 + 1日)
諸 費	2,200 円 × (宿泊日数+1日)

- (注) 1 支給期間は、競技日数に 1 日を加えた日数を上限とする。
2 開始式日は、競技日数に含める。
3 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

「明治150年記念」の冠称の制定について

国民体育大会は、戦後の荒廃の中、昭和21年に第1回大会が開催され、長年にわたり、国民とりわけ青少年にスポーツを通して勇気と希望を与え、スポーツの振興およびジュニア層をはじめとする各種スポーツの普及、競技力の向上に貢献してきた。

平成30年は、明治元年から起算して満150年にあたることから、様々な明治150年関連施策が全国で実施される。

福井県で開催する第73回国民体育大会においても、文化プログラムとして明治150年に関する展示を実施し、次代を担う子どもたちがスポーツだけでなく郷土の先人の志を学び、未来につながる大会にしたいと考えている。

については、明治150年記念の冠称の制定を提案する。

○冠称（案） 「明治150年記念 第73回国民体育大会」

【平成29年8月23日付福井県提案文書別添資料】

第73回国民体育大会(福井県) 実施競技一覧

平成29年8月25日現在

1 正式競技

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
総合開・閉会式		—	福井市	福井県営陸上競技場	
陸上競技		全種別	福井市	福井県営陸上競技場	
水泳	競泳	全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園プール	
	水球	少年男子	いしかわけんかなざわし 石川県金沢市	金沢プール	
	飛込	全種別			
	シンクロナイズドスイミング	少年女子			
	オープンウォータースイミング	男女	わかさちよう 若狭町	食見海岸特設会場	
サッカー	全種別	さかいし 坂井市	テクノポート福井総合公園スタジアム、芝生広場 三国運動公園陸上競技場、人工芝グラウンド 丸岡スポーツランドサッカー場、人工芝グラウンド	名称変更	
テニス	成年男女 少年男女	ふくいし 福井市	福井市わかばテニスコート 福井県営テニス場		
ボート	全種別	みはまちよう 美浜町	福井県立久々子湖漕艇場		
ホッケー	全種別	えちぜんちよう 越前町	福井県立ホッケー場 越前町営朝日総合運動場		
ボクシング	全種別	ふくいし 福井市	福井県産業会館		
バレーボール	6人制	成年男子	あわらし	あわらし市農業者トレーニングセンター	
		成年女子		トリムパークかなづ体育館	
		少年男子	さかいし 坂井市	丸岡体育館	
		少年女子		三国体育館	
	ビーチバレーボール	男女	おぼまし 小浜市	若狭鯉川シーサイドパーク特設会場	
体操	競技 新体操	全種別 少年女子	さばえし 鯖江市	サンドーム福井	
バスケットボール	成年女子	ふくいし 福井市	福井県営体育館		
	少年男子		福井市体育館		
	成年男子	えいへいじちよう 永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ		
	少年女子		松岡中学校体育館		
レスリング	全種別	おおい町	おおい町総合運動公園体育館		
セーリング	全種別	たかはまちよう 高浜町	若狭和田マリーナ特設セーリング会場		
ウエイトリフティング	全種別	おぼまし 小浜市	小浜市民体育館		
ハンドボール	成年男子	ふくいし 福井市	福井県営体育館		
	少年男子		福井市体育館		
	成年女子	えいへいじちよう 永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ		
	少年女子		北陸電力福井体育館フレア		
自転車	トラック・レース	全種別	ふくいし 福井市	福井競輪場	
	ロード・レース	全種別	おのし 大野市	大野市特設ロードレースコース	
ソフトテニス	全種別	えちぜんし 越前市	武生中央公園庭球場		
	成年男子	ふくいし 福井市	福井市わかばテニスコート		
	少年男子				
卓球	全種別	つるがし 敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館		
軟式野球	成年男子	つるがし 敦賀市	敦賀市総合運動公園野球場		
		おぼまし 小浜市	小浜市営野球場		
		えちぜんし 越前市	丹南総合公園野球場		
		えちぜんし 南越前町	桜橋総合運動公園野球場		
		みはまちよう 美浜町	美浜町総合運動公園野球場		
		おおい町	おおい町総合運動公園野球場		
相撲	全種別	おのし 大野市	大野市エキサイト広場総合体育施設体育館		
馬術	全種別	しずおかけんごてんぼし 静岡県御殿場	御殿場市馬術・スポーツセンター		

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
フェンシング		全種別	越前市	越前市AW-1スポーツアリーナ(武生中央公園総合体育館)	名称変更
柔道		全種別	福井市	福井県立武道館	
ソフトボール		成年男子	越前市	武生東運動公園ソフトボール場	
		成年女子	永平寺町	松岡総合運動公園 you me パーク	
		少年男子	福井市	福井市きららパーク多目的グラウンド	
		少年女子	敦賀市	敦賀市きらめきスタジアム	
バドミントン		全種別	勝山市	勝山市体育館「ジオアリーナ」	
弓道	近的	全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園弓道場	
	遠的			敦賀市総合運動公園陸上競技場特設遠的弓道場	
ライフル射撃	50m	全種別	福井市	福井県立ライフル射撃場	
	10m・AP			福井県立足羽高等学校体育館	
	BR・BP			福井県警察学校射撃場	
	CP	成年男子			
剣道		全種別	福井市	福井県立武道館	
ラグビーフットボール		全種別	小浜市	小浜市総合運動場陸上競技場・多目的グラウンド	
山岳	リード	全種別	池田町	池田町特設会場	
	ボルダリング				
カヌー	カヌースプリント	全種別	あわら市	北潟湖特設カヌーコース	
	カヌースラローム	全種別	大野市	九頭竜川特設カヌー会場	
	カヌーワイルドウォーター				
アーチェリー		全種別	福井市	福井市スポーツ公園サッカー場(兼ラグビー場)	
空手道		全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館	
クレー射撃		全種別	勝山市	福井県立クレー射撃場	
なぎなた		全種別	鯖江市	鯖江市総合体育館	
ボウリング		全種別	福井市	スポーツプラザWAVE40	
ゴルフ		成年男子	あわら市	芦原ゴルフクラブ	
		女子		越前カントリークラブ	
		少年男子		福井国際カントリークラブ	
トライアスロン		全種別	高浜町	高浜町特設トライアスロン会場	
37競技			11市8町	63会場	

2 公開競技

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
綱引		—	勝山市	勝山市体育館「ジオアリーナ」	
ゲートボール		—	若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」	
パワーリフティング		—	大野市	越前おおのまちなか交流センター	
グラウンド・ゴルフ		—	若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」 三方グラウンド	
4競技			2市1町	4会場	

3 特別競技

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
高等学校野球	硬式	—	福井市	福井県営野球場	
	軟式	—		福井市スポーツ公園野球場「福井フェニックススタジアム」	
1競技			1市	2会場	

4 デモンストレーションスポーツ

競技名	会場地	競技会場	備考
少林寺拳法	福井市	福井県立武道館	
エスキーテニス		福井市南体育館	
スティックリング		福井県営体育館	
ウォーキング	敦賀市	敦賀市金ヶ崎緑地および市内コース	
	勝山市	長尾山総合公園周辺	
ドッジボール	敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館	
スポーツチャンバラ	小浜市	小浜市民体育館	
真向法		小浜市まちなかの駅・旭座	会場変更
サイクリング	大野市	大野市特設サイクリングコース	
パラグライダー	勝山市	スキージャンプ勝山エリア	
一般体操	鯖江市	鯖江市総合体育館	
ラージボール卓球		鯖江市総合体育館	
インディアカ		鯖江市スポーツ交流館	
スポーツ吹矢		鯖江市総合体育館	
カヌーポロ	あわら市	北潟湖カヌーポロ競技会場	
3B体操		トリムパークかなづ体育館	
オリエンテーリング		福井県立芦原青年の家	
シルバーソフトバレーボール	越前市	越前市AW-1スポーツアリーナ(武生中央公園総合体育館)	名称変更
武術太極拳	坂井市	南越中学校体育館	
バウンドテニス		三国体育館	
エアロビック		春江中学校体育館	
バトン		坂井中学校体育館	
ディスクゴルフ		坂井市海浜自然公園ディスクゴルフコース	
ドッチビー		三国体育館	
ミニバスケットボール		永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ 松岡中学校体育館 上志比中学校体育館 松岡小学校体育館 御陵小学校体育館 上志比小学校体育館
ウッズスポーツ	池田町	高齢者等活動促進広場「わいわいどーむ」	
ソフトバレーボール	南越前町	南条小学校体育館	
マレットゴルフ		南条中学校体育館	
		南条勤労者体育センター	
還暦軟式野球		レインボーパーク南条 桜橋総合運動公園野球場 南条グラウンド	会場追加
6人制ホッケー	越前町	福井県立ホッケー場	
ベタンク		織田中央公園グラウンド	
ポート(ローイングエルゴメーター)	美浜町	美浜町総合運動公園体育館	
キッズライアスロン	高浜町	若狭和田特設会場	
ビーチラグビー		若狭和田ビーチ	
ママさんバレー	おおい町	おおい町総合運動公園体育館	
ゲートボール	若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」	
グラウンド・ゴルフ		若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」 三方グラウンド	
36競技	9市8町	39会場	